第五十五回国会
衆議院

社会労働委員会議録　第三十号

昭和四十二年七月二十一日（金曜日）

午後十時六分開議

出席委員

委員長　川野　芳滿君

理事　藏内　修治君　理事　佐々木義武君

理事　齋藤　邦吉君　理事　橋本龍太郎君

理事　粟山　秀君　理事　河野　正君

理事　田邊　誠君　理事　田畑　金光君

天野　光晴君　大石　武一君

河野　洋平君　菅波　茂君

世耕　政隆君　田中　正巳君

竹内　黎一君　中野　四郎君

中山　マサ君　葉梨　信行君

藤本　孝雄君　増岡　博之君

三ッ林弥太郎君　箕輪　登君

渡辺　肇君　淡谷　悠藏君

枝村　要作君　加藤　万吉君

川崎　寛治君　後藤　俊男君

佐藤觀次郎君　島本　虎三君

西風　勲君　八木　一男君

山本　政弘君　本島百合子君

和田　耕作君　浅井　美幸君

大橋　敏雄君

出席国務大臣

厚生大臣　坊　秀男君

労働大臣　早川　崇君

出席政府委員

厚生政務次官　田川　誠一君

厚生大臣官房長　梅本　純正君

厚生省公衆衛生局長　中原龍之助君

厚生省環境衛生局長　舘林　宣夫君

厚生省医務局長　若林　栄一君

厚生省社会局長　今村　譲君

厚生省児童家庭局長　渥美　節夫君

厚生省保険局長　熊崎　正夫君

厚生省年金局長　伊部　英男君

社会保険庁医療保険部長　加藤　威二君

社会保険庁年金保険部長　網野　智君

労働政務次官　海部　俊樹君

労働省職業安定局長　有馬　元治君

委員外の出席者

参議院議員　藤田藤太郎君

専門員　安中　忠雄君

七月十三日

委員竹内黎一君及び箕輪登君辞任につき、その補欠として坂村吉正君及び小坂善太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小坂善太郎君及び坂村吉正君辞任につき、その補欠として箕輪登君及び竹内黎一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十四日

委員天野光晴君、菅波茂君、三ッ林弥太郎君、山口敏夫君、渡辺肇君及び佐藤觀次郎君辞任につき、その補欠として辻寛一君、宇都宮德馬君、木野晴夫君、松田竹千代君、佐々木秀世君及び帆足計君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇都宮德馬君、木野晴夫君、佐々木秀世君、辻寛一君、松田竹千代君及び帆足計君辞任につき、その補欠として菅波茂君、三ッ林弥太郎君、渡辺肇君、天野光晴君、山口敏夫君及び佐藤觀次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十九日

委員西風勲君辞任につき、その補欠として板川正吾君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員板川正吾君辞任につき、その補欠として西風勲君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十日

委員箕輪登君及び淡谷悠藏君辞任につき、その補欠として山口喜久一郎君及び皃玉末男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山口喜久一郎君及び皃玉末男君辞任につき、その補欠として箕輪登君及び淡谷悠藏君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十一日

委員井村重雄君、福永一臣君及び川崎寛治君辞任につき、その補欠として河野洋平君、葉梨信行君及び小松幹君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小松幹君辞任につき、その補欠として川崎寛治君が議長の指名で委員に選任された。

七月十七日

医師法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五一号）

同月二十日

看護婦国家試験の受験資格の特例に関する法律案（藤原道子君外五名提出、参法第一三号）（予）

同月二十一日

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案（内閣提出第一四二号）（参議院送付）

七月十二日

全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願（太田一夫君紹介）（第二九三二号）

同（井上普方君紹介）（第三〇五八号）

同（黒田壽男君紹介）（第三〇五九号）

日雇労働者健康保険の廃止反対等に関する請願外百二十五件（板川正吾君紹介）（第二九三三号）

同外一件（太田一夫君紹介）（第二九三四号）

同（神門至馬夫君紹介）（第二九三五号）

同（金丸德重君紹介）（第三〇一五号）

同外四十九件（八木一男君紹介）（第三〇一六号）

同（横山利秋君紹介）（第三〇一七号）

同外百六十一件（板川正吾君紹介）（第三〇六〇号）

同（太田一夫君紹介）（第三〇六一号）

同（木原実君紹介）（第三〇六二号）

同（野間千代三君紹介）（第三〇六三号）

同外四十三件（八木一男君紹介）（第三〇六四号）

健康保険制度改善に関する請願外一件（佐藤觀次郎君紹介）（第二九三六号）

同（帆足計君紹介）（第二九三七号）

同外一件（佐藤觀次郎君紹介）（第三〇一八号）

失業保険、労災保険制度改悪反対等に関する請願（山田耻目君紹介）（第二九三八号）

各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願外二十一件（池田清志君紹介）（第二九三九号）

同（稲村左近四郎君紹介）（第二九四〇号）

同外一件（宇野宗佑君紹介）（第二九四一号）

同（大坪保雄君紹介）（第二九四二号）

同（金丸信君紹介）（第二九四三号）

同（坂本三十次君紹介）（第二九四四号）

同外三件（砂原格君紹介）（第二九四五号）

同外二件（田村良平君紹介）（第二九四六号）

同（谷垣專一君紹介）（第二九四七号）

同外百四件（永山忠則君紹介）（第二九四八号）

同（丹羽久章君紹介）（第二九四九号）

同（丹羽喬四郎君紹介）（第二九五〇号）

同外十一件（丹羽兵助君紹介）（第二九五一号）

同外四件(古内広雄君紹介)(第三〇二四号)
衛生検査技師法の一部改正に関する請願(楠兼次郎君紹介)(第三〇一九号)
医療保険制度改悪反対に関する請願(帆足計君紹介)(第三〇二〇号)
同(小濱新次君紹介)(第三〇七三号)
同(島口重次郎君紹介)(第三〇七四号)
同(島本虎三君紹介)(第三〇七五号)
同(野間千代三君紹介)(第三〇七六号)
同(伏木和雄君紹介)(第三〇七七号)
健康保険制度の改悪反対に関する請願(森義視君紹介)(第三〇二一号)
健康保険制度改悪反対に関する請願(森義視君紹介)(第三〇二二号)
同外四件(八木一男君紹介)(第三〇二三号)
同(近江巳記夫君紹介)(第三〇六五号)
同(沖本泰幸君紹介)(第三〇六六号)
同(北側義一君紹介)(第三〇六七号)
同(鈴切康雄君紹介)(第三〇六八号)
同(中野明君紹介)(第三〇六九号)
同(野間千代三君紹介)(第三〇七〇号)
同(広沢直樹君紹介)(第三〇七一号)
同(森義視君紹介)(第三〇七二号)
栄養士法第五条の二改正に関する請願(菊池義郎君紹介)(第三〇五二号)
健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案反対に関する請願(島本虎三君紹介)(第三〇七八号)
生活保護制度改善に関する請願(中澤茂一君紹介)(第三〇七九号)

同月十三日

各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願外一件(天野光晴君紹介)(第三一四〇号)
同(稲村左近四郎君紹介)(第三一四一号)
同外三件(宇野宗佑君紹介)(第三一四二号)
同外一件(内田常雄君紹介)(第三一四三号)
同(大竹太郎君紹介)(第三一四四号)
同(大橋武夫君紹介)(第三一四五号)
同外十一件(仮谷忠男君紹介)(第三一四六号)
同(北澤直吉君紹介)(第三一四七号)
同(草野一郎平君紹介)(第三一四八号)
同(倉石忠雄君紹介)(第三一四九号)
同外一件(河野洋平君紹介)(第三一五〇号)
同外三件(正示啓次郎君紹介)(第三一五一号)
同外三件(田村良平君紹介)(第三一五二号)
同(谷垣專一君紹介)(第三一五三号)
同外五十八件(谷川和穗君紹介)(第三一五四号)
同(中馬辰猪君紹介)(第三一五五号)
同外十一件(床次徳二君紹介)(第三一五六号)
同外五十二件(永山忠則君紹介)(第三一五七号)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第三一五八号)
同外二件(細田吉藏君紹介)(第三一五九号)
同外五件(三ツ林弥太郎君紹介)(第三一六〇号)
同外五件(山口敏夫君紹介)(第三一六一号)
同(山下元利君紹介)(第三一六二号)
同外七件(山中貞則君紹介)(第三一六三号)
同(井出一太郎君紹介)(第三三一八号)
同外六件(稲葉修君紹介)(第三三一九号)
同(中馬辰猪君紹介)(第三三二〇号)
同外十一件(床次徳二君紹介)(第三三二一号)
同(野田武夫君紹介)(第三三二二号)
同外二十一件(長谷川峻君紹介)(第三三二三号)
同外十四件(橋口隆君紹介)(第三三二四号)
療術の新規開業制度に関する請願(佐々木良作君紹介)(第三一九四号)
同(渡辺肇君紹介)(第三一九五号)
衛生検査技師法の一部改正に関する請願(金子一平君紹介)(第三一九六号)
同(古屋亨君紹介)(第三一九七号)
同(蘆積七郎君紹介)(第三一九八号)
同(横山利秋君紹介)(第三一九九号)
栄養士法第五条の二改正に関する請願(倉石忠雄君紹介)(第三二〇〇号)
同外一件(稲葉修君紹介)(第三二一七号)
季節労働者に対する失業保険の改悪反対に関する請願(横山利秋君紹介)(第三二〇一号)
健康保険制度改悪反対に関する請願(加藤万吉君紹介)(第三二〇二号)
同外三件(久保田鶴松君紹介)(第三二〇三号)
同(島本虎三君紹介)(第三二〇四号)
同(高田富之君紹介)(第三二〇五号)
同(門司亮君紹介)(第三二〇六号)
全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願(島上善五郎君紹介)(第三二〇七号)
同(畑和君紹介)(第三二〇八号)
同(吉田之久君紹介)(第三二〇九号)
同(山花秀雄君紹介)(第三二一〇号)
医療保険制度改悪反対に関する請願(麻生良方君紹介)(第三二一一号)
同外一件(曾祢益君紹介)(第三二一二号)
同外三十一件(塚本三郎君紹介)(第三二一三号)
同外一件(門司亮君紹介)(第三二一四号)
日雇労働者健康保険の廃止反対等に関する請願(東海林稔君紹介)(第三二一五号)
同外三件(門司亮君紹介)(第三二一六号)
同(広沢賢一君紹介)(第三二一七号)
同(福岡義登君紹介)(第三二一八号)
健康保険制度改善に関する請願外三件(佐藤觀次郎君紹介)(第三二一九号)
同外八件(広沢賢一君紹介)(第三二二〇号)
健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案反対に関する請願(林百郎君紹介)(第三三三四号)

同月十四日

健康保険制度改善に関する請願(井岡大治君紹介)(第三三五八号)
同(河野正君紹介)(第三三五八三号)
健康保険制度改悪反対に関する請願(井上普方君紹介)(第三三五九号)
同外一件(大出俊君紹介)(第三三六〇号)
同(久保田鶴松君紹介)(第三三六一号)
同外一件(河野密君紹介)(第三三六二号)
同(佐々栄三郎君紹介)(第三三六三号)
同(島本虎三君紹介)(第三三六四号)
同外二件(成田知巳君紹介)(第三三六五号)
同(山本幸一君紹介)(第三三六六号)
同(神門至馬夫君紹介)(第三三七五号)
同(鈴木一君紹介)(第三三七六号)
同外一件(門司亮君紹介)(第三三七七号)
同(森義視君紹介)(第三三七八号)
日雇労働者健康保険の廃止反対等に関する請願外九十五件(板川正吾君紹介)(第三三六七号)
同外一件(大出俊君紹介)(第三三六八号)
同外二件(河野密君紹介)(第三三六九号)
同外二件(中井徳次郎君紹介)(第三三七〇号)
同外三十二件(八木一男君紹介)(第三三七一号)
同外七十四件(八木一男君紹介)(第三三五八八号)
全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願(大出俊君紹介)(第三三七二号)
同(木原実君紹介)(第三三七三号)
同外六件(河野密君紹介)(第三三七四号)
同(佐野進君紹介)(第三三七五号)
同(島本虎三君紹介)(第三三七六号)
同外八十五件(成田知巳君紹介)(第三三七七号)
同(長谷川正三君紹介)(第三三七八号)
同(原茂君紹介)(第三三七九号)
同(平林剛君紹介)(第三三八〇号)
季節労働者に対する失業保険の改悪反対に関する請願(横山利秋君紹介)(第三三八一号)
同(横山利秋君紹介)(第三三五八九号)
衛生検査技師法の一部改正に関する請願(太田一夫君紹介)(第三三八二号)
同(佐藤觀次郎君紹介)(第三三八三号)
同(楠兼次郎君紹介)(第三三八四号)
各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願(伊能繁次郎君紹介)(第三三八五号)
同外二件(小川平二君紹介)(第三三八六号)
同外三件(大久保武雄君紹介)(第三三八七号)
同外三件(仮谷忠男君紹介)(第三三八八号)
同(瀬戸山三男君紹介)(第三三八九号)
同外二件(田村良平君紹介)(第三三九〇号)
同(高橋清一郎君紹介)(第三三九一号)
同(竹内黎一君紹介)(第三三九二号)
同(竹下登君紹介)(第三三九三号)
同外十一件(千葉三郎君紹介)(第三三九四号)
同(塚田徹君紹介)(第三三九五号)

同(渡辺肇君紹介)(第三三九六号)
同外三件(青木正久君紹介)(第三五六二号)
同(赤城宗徳君紹介)(第三五六三号)
同外一件(川野芳滿君紹介)(第三五六四号)
同外二件(齋藤邦吉君紹介)(第三五六五号)
同外二件(竹内黎一君紹介)(第三五六六号)
同外九件(中垣國男君紹介)(第三五六七号)
同(野田武夫君紹介)(第三五六八号)
健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案反対に関する請願(下平正一君紹介)(第三四二九号)
同(中澤茂一君紹介)(第三四三〇号)
同(原茂君紹介)(第三四三一号)
同(平等文成君紹介)(第三四三二号)
同(小澤貞孝君紹介)(第三五七九号)
同(河野正君紹介)(第三五八〇号)
同(和田耕作君紹介)(第三五八一号)
国民年金事務取扱交付金の増額に関する請願(池田清志君紹介)(第三五一〇号)
医療保険制度改悪反対に関する請願(小澤貞孝君紹介)(第三五六九号)
同(折小野良一君紹介)(第三五七〇号)
同(鈴木一君紹介)(第三五七一号)
同(曾祢益君紹介)(第三五七二号)
同(門司亮君紹介)(第三五七三号)
同外一件(和田耕作君紹介)(第三五七四号)
自閉症児の治療施設整備に関する請願(川野芳滿君紹介)(第三五八二号)
戦後長期抑留者の処遇に関する請願(久保三郎君紹介)(第三五八四号)
同(菅波茂君紹介)(第三五八五号)
健康保険法改悪反対に関する請願(田中武夫君紹介)(第三五八六号)
失業保険法の改悪反対に関する請願(門司亮君紹介)(第三五八七号)
同月十五日
戦後長期抑留者の処遇に関する請願(臼井莊一君紹介)(第三六七九号)
同(小川半次君紹介)(第三八〇二号)
同(久保田円次君紹介)(第三八〇三号)
衛生検査技師法の一部改正に関する請願(金子一平君紹介)(第三六八〇号)
同(菅波茂君紹介)(第三六八一号)
同(村山喜一君紹介)(第三六八二号)
同(田中龍夫君紹介)(第三八一〇号)
各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願外十九件(上林山榮吉君紹介)(第三六八三号)
同外二件(井出一太郎君紹介)(第三六八四号)
同(吉川久衛君紹介)(第三六八五号)
同(澁谷直藏君紹介)(第三六八六号)
同(田村良平君紹介)(第三六八七号)
同(中馬辰猪君紹介)(第三六八八号)
同外一件(羽田武嗣郎君紹介)(第三六八九号)
同外一件(古井喜實君紹介)(第三六九〇号)
同(渡辺美智雄君紹介)(第三六九一号)
同外十件(赤澤正道君紹介)(第三七九一号)
同外一件(秋田大助君紹介)(第三七九二号)
同外十九件(荒舩清十郎君紹介)(第三七九三号)
同(吉川久衛君紹介)(第三七九四号)
同(坂田英一君紹介)(第三七九五号)
同(田村良平君紹介)(第三七九六号)
同外十五件(谷川和穗君紹介)(第三七九七号)
同外七件(永山忠則君紹介)(第三七九八号)
同(長谷川峻君紹介)(第三七九九号)
同外二件(福家俊一君紹介)(第三八〇〇号)
同外一件(森田重次郎君紹介)(第三八〇一号)
日雇労働者健康保険の廃止反対等に関する請願外二件(神近市子君紹介)(第三六九二号)
同外二十八件(八木一男君紹介)(第三六九三号)
同(福岡義登君紹介)(第三八一一号)
健康保険制度改悪反対に関する請願外五件(川村継義君紹介)(第三六九四号)
同外百八十一件(八木一男君紹介)(第三六九五号)
同外一件(山本政弘君紹介)(第三六九六号)
同(石橋政嗣君紹介)(第三八二〇号)
同(稻村隆一君紹介)(第三八二一号)
同(江田三郎君紹介)(第三八二二号)
同外一件(加藤清二君紹介)(第三八二三号)
同(成田知巳君紹介)(第三八二四号)
同(勝間田清一君紹介)(第三八二五号)
同外一件(河野正君紹介)(第三八二六号)
同(神門至馬夫君紹介)(第三八二七号)
同(曾祢益君紹介)(第三八二八号)
同(中澤茂一君紹介)(第三八二九号)
同(中谷鉄也君紹介)(第三八三〇号)
同(安井吉典君紹介)(第三八三一号)
同外一件(柳田秀一君紹介)(第三八三二号)
同外一件(山口鶴男君紹介)(第三八三三号)
同(山田耻目君紹介)(第三八三四号)
医療保険制度改悪反対に関する請願(佐々木更三君紹介)(第三六九七号)
同外一件(山本政弘君紹介)(第三六九八号)
同外三件(井岡大治君紹介)(第三八一二号)
同外二件(久保田鶴松君紹介)(第三八一三号)
同(阪上安太郎君紹介)(第三八一四号)
同外二件(中嶋英夫君紹介)(第三八一五号)
同(成田知巳君紹介)(第三八一六号)
同(平林剛君紹介)(第三八一七号)
同(山内広君紹介)(第三八一八号)
同外一件(米田東吾君紹介)(第三八一九号)
失業保険、労災保険制度改悪反対等に関する請願外二件(山本政弘君紹介)(第三六九九号)
健康保険法改悪反対に関する請願(井岡大治君紹介)(第三八〇四号)
同(佐野進君紹介)(第三八〇五号)
全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願(久保三郎君紹介)(第三八〇六号)
同外一件(玉置一徳君紹介)(第三八〇七号)
一酸化炭素中毒患者に対する特別法制定に関する請願(神門至馬夫君紹介)(第三八〇八号)
全国全産業一律最低賃金制及び医療保障の確立等に関する請願(神門至馬夫君紹介)(第三八〇九号)
国有林労働者の労働条件改善に関する請願(森義視君紹介)(第三八三五号)
同月十七日
各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願外二件(青木正久君紹介)(第三八八〇号)
同外二件(小笠公韶君紹介)(第三八八一号)
同(大野市郎君紹介)(第三八八二号)
同外二十二件(奥野誠亮君紹介)(第三八八三号)
同外一件(仮谷忠男君紹介)(第三八八四号)
同外一件(倉成正君紹介)(第三八八五号)
同外一件(千葉三郎君紹介)(第三八八六号)
同(塚田徹君紹介)(第三八八七号)
同外五件(塚原俊郎君紹介)(第三八八八号)
同外三件(辻寛一君紹介)(第三八八九号)
同外六件(中垣國男君紹介)(第三八九〇号)
同外一件(丹羽久章君紹介)(第三八九一号)
同外十九件(池田清志君紹介)(第四一〇八号)
同外二件(上村千一郎君紹介)(第四一〇九号)
同(大久保武雄君紹介)(第四一一〇号)
同外一件(大坪保雄君紹介)(第四一一一号)
同(大野市郎君紹介)(第四一一二号)
同外四件(鍛冶良作君紹介)(第四一一三号)
同外一件(金子岩三君紹介)(第四一一四号)
同外八件(久野忠治君紹介)(第四一一五号)
同外二件(小平久雄君紹介)(第四一一六号)
同外十一件(正力松太郎君紹介)(第四一一七号)
同(田村良平君紹介)(第四一一八号)
同(竹内黎一君紹介)(第四一一九号)
同外十七件(増田甲子七君紹介)(第四一二〇号)
同(植木庚子郎君紹介)(第四一九三号)
ハンセン氏病患者に対する障害年金の支給要件緩和等に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第三九三三号)
衛生検査技師法の一部改正に関する請願(赤路友藏君紹介)(第三九三四号)
同(大柴滋夫君紹介)(第三九三五号)
同(岡本隆一君紹介)(第三九三六号)
同(金子一平君紹介)(第三九三七号)
同(斉藤正男君紹介)(第三九三八号)
同(永末英一君紹介)(第三九三九号)
同(柳田秀一君紹介)(第三九四〇号)
(同玉置一徳君紹介)(第四一二三号)

引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第三九四一号)
戦後長期抑留者の処遇に関する請願(一萬田尚登君紹介)(第三九四二号)
同(關谷勝利君紹介)(第三九四三号)
同(小山省二君紹介)(第四一二二号)
身体障害者の福祉強化に関する請願(吉田之久君紹介)(第三九四四号)
医療保険制度改悪反対に関する請願外三件(大出俊君紹介)(第三九四六号)
同(佐々木更三君紹介)(第三九四七号)
同(阪上安太郎君紹介)(第三九四八号)
同外一件(島本虎三君紹介)(第三九四九号)
同(多賀谷眞稔君紹介)(第三九五〇号)
同(野間千代三君紹介)(第三九五一号)
同(松本善明君紹介)(第三九五二号)
同(河村勝君紹介)(第四一三〇号)
同外三件(西風勲君紹介)(第四一三一号)
同(麻生良方君紹介)(第四一三二号)
戦没者遺骨収集促進に関する請願(床次徳二君紹介)(第三九五三号)
同外九件(村上勇君紹介)(第四一二四号)
日雇労働者健康保険の廃止反対等に関する請願外三百三十二件(安宅常彦君紹介)(第三九五四号)
同(大柴滋夫君紹介)(第三九五五号)
同(田代文久君紹介)(第三九五六号)
同(野間千代三君紹介)(第三九五七号)
同(林百郎君紹介)(第三九五八号)
同外一件(広沢賢一君紹介)(第三九五九号)
同(帆足計君紹介)(第三九六〇号)
同(松本善明君紹介)(第三九六一号)
同外七十八件(八木一男君紹介)(第三九六二号)
同(島上善五郎君紹介)(第四一二九号)
全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願(淡谷悠藏君紹介)(第三九六三号)
同(江田三郎君紹介)(第三九六四号)
同(板川正吾君紹介)(第三九六五号)
同(川上貫一君紹介)(第三九六六号)
同(田邊誠君紹介)(第三九六七号)
同外六件(八木一男君紹介)(第三九六八号)
同(小平忠君紹介)(第四一二八号)
季節労働者に対する失業保険の改悪反対に関する請願(川上貫一君紹介)(第三九六九号)
失業保険、労災保険制度改悪反対等に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第三九七〇号)
健康保険制度改悪反対に関する請願外六件(安宅常彦君紹介)(第三九七一号)
同(大出俊君紹介)(第三九七二号)
同(大柴滋夫君紹介)(第三九七三号)
同(河野正君紹介)(第三九七四号)
同外四件(久保田鶴松君紹介)(第三九七五号)
同(佐々木更三君紹介)(第三九七六号)
同(島本虎三君紹介)(第三九七七号)
同(田代文久君紹介)(第三九七八号)
同(田邊誠君紹介)(第三九七九号)
同(谷口善太郎君紹介)(第三九八〇号)
同(野間千代三君紹介)(第三九八一号)
同(林百郎君紹介)(第三九八二号)
同(松本善明君紹介)(第三九八三号)
同(門司亮君紹介)(第三九八四号)
同外十七件(八木一男君紹介)(第三九八五号)
同(鈴木一君紹介)(第四一三三号)
同(戸叶里子君紹介)(第四一三四号)
同外二件(和田耕作君紹介)(第四一三五号)
療術の新規開業制度に関する請願(稲村隆一君紹介)(第三九八六号)
栄養士法第五条の二改正に関する請願(石橋政嗣君紹介)(第四一二一号)
健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案反対に関する請願(吉田泰造君紹介)(第四一二五号)
同(西風勲君紹介)(第四一二六号)
国立病院、療養所の医師等増員に関する請願外一件(石橋政嗣君紹介)(第四一二七号)

同月二十日
炭鉱労働者の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案(藤田藤太郎君外一名提出、参法第二号)(予)
は撤回された。

七月十三日
保育所職員の給与改善に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長斉藤強)(第三五九号)
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案に関する陳情書(八女市議会議長三浦智典)(第三六〇号)
各種福祉年金の併給限度緩和に関する陳情書外十六件(堺市三国丘町五丁一六九堺軍恩連盟会長米沢宗次外百五十三名)(第三六一号)
健康保険法等改悪反対に関する陳情書外十三件(岡谷市議会議長河西万吉外十三名)(第三六二号)
健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案に関する陳情書外四件(大和高田市議会議長当麻由太郎外四名)(第三六三号)
失業保険法の一部改正に関する陳情書外一件(釧路市議会議長牧野泰三外一名)(第三六四号)
失業保険法の一部改正反対に関する陳情書外六件(秋田県雄勝郡稲川町議会議長古関太郎外六名)(第三六五号)
原爆被爆者援護法の早期制定に関する陳情書(赤平市議会議長細川義則)(第三六六号)
生活保護世帯に対する法外援護金の取扱いに関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長斉藤強)(第三六七号)
国民健康保険制度改善に関する陳情書(札幌市議会議長松宮利市)(第三六八号)
国民年金制度改善に関する陳情書(神戸市生田区下山手通五の一近畿国民年金関係団体連絡協議会長安藤武)(第三六九号)
救急医療センター設置に関する陳情書(札幌市議会議長松宮利市)(第三七〇号)
社会福祉施設整備費国庫補助基準額引上げ等に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長斉藤強)(第三七一号)
国民年金事務費増額に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長斉藤強)(第三七二号)
国民年金法による老齢年金の受給年齢引下げに関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長斉藤強)(第三七三号)
市町村に保健婦設置に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長斉藤強)(第三七四号)
へき地医療対策の拡充強化に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長斉藤強)(第三七五号)
予防接種法及び予防接種実施要領の改正に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長斉藤強)(第三七六号)
老人クラブ運営費国庫補助に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長斉藤強)(第三七七号)
未就学心身障害児の保育所設置に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長斉藤強)(第三七八号)
季節労働者の失業保険受給制限反対に関する陳情書(古川市議会議長佐々木一)(第三七九号)
最低賃金の法制化に関する陳情書(福岡県鞍手郡小竹町議会議長福川正行)(第三八〇号)
社会保険等の事務職員の身分に関する陳情書(奈良県議会議長安川義永)(第三八一号)
足摺国定公園の国立昇格等に関する陳情書(四国四県議会正副議長会議代表高知県議会議長泉清利)(第三八二号)

同月十七日
各種福祉年金の併給限度緩和に関する陳情書外九件(新潟県佐渡郡相川町長西野善兵衛外十名)(第四二九号)
同外二件(長崎市里名一七三九の二鳥越伝作外二名)(第四七〇号)
理容師法の一部改正に関する陳情書(広島県議会議長檜山袖四郎)(第四三〇号)
社会保障制度拡充に関する陳情書(仙台市長島野武)(第四三一号)
原爆被爆者援護法の早期制定に関する陳情書

（石川県鳳至郡柳田村議会議長駒寄孝造）（第四三二号）
失業保険法の一部改正反対に関する陳情書（京都府議会議長羽室清）（第四三三号）
失業対策事業の存続等に関する陳情書（福島県河沼郡会津坂下町議会議長五十嵐賢吉）（第四三四号）
医療保険制度改善に関する陳情書（徳島市幸町三の一徳島県町村会長徳元四郎）（第四三五号）
健康保険法改正に伴う国庫負担増額に関する陳情書外一件（大東市議会議長山本寅雄外一名）（第四三六号）
健康保険法改悪反対に関する陳情書外七件（盛岡市議会議長菅三郎外七名）（第四三七号）
同外十件（松江市議会議長小川宏外十名）（第四七一号）
出かせぎ農民に対する失業保険打切り反対に関する陳情書（京都府与謝郡伊根町議会議長向井富夫）（第四三八号）
健康保険法及び失業保険法改悪反対に関する陳情書（高田市議会議長斉藤武）（第四七二号）
失業保険法改悪反対に関する陳情書外一件（夕張市議会議長岡山碧外一名）（第四七三号）
国民健康保険事業の国庫負担に関する陳情書（水戸市議会議長鯉淵尋）（第四七四号）
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案の一部修正に関する陳情書外二件（福岡県議会議長森田欽二外二名）（第四七五号）
保育所の充実改善に関する陳情書（東京都豊島区議会議長山口幸之助）（第四八五号）
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案の成立促進に関する陳情書外二件（全国市議会議長会石炭産業対策協議会長大牟田市議会議長境慧外二名）（第四八六号）
日雇労働者健康保険制度改善に関する陳情書（東京都豊島区議会議長山口幸之助）（第四八七号）
健康保険制度改善に関する陳情書（愛知県議会議長橋本繁蔵）（第四八八号）

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第五二号）
児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第五三号）
国民年金法の一部を改正する法律案（内閣提出第七六号）
精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三九号）
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第七七号）
社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二九号）（参議院送付）
雇用促進事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出第九三号）（参議院送付）
環境衛生金融公庫法案（内閣提出第一〇二号）
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案（内閣提出第一四二号）（参議院送付）
閉会中審査に関する件

請　願

一　保健所栄養指導員の定員増加等に関する請願（亀山孝一君紹介）（第九号）
二　同（内藤隆君紹介）（第一一三号）
三　同（床次徳二君紹介）（第一三〇号）
四　同（相川勝六君紹介）（第一八九号）
五　同外二件（西岡武夫君紹介）（第一九〇号）
六　心臓病の専門病院増設に関する請願（進藤一馬君紹介）（第一七号）
七　心臓病の子供の育成医療助成拡充に関する請願外一件（進藤一馬君紹介）（第一八号）
八　環境衛生金融公庫設置に関する請願（進藤一馬君紹介）（第一九号）
九　農協及び生協の共同利用施設の理容事業規制に関する請願（小宮山重四郎君紹介）（第二〇号）
一〇　同（古井喜實君紹介）（第一一五号）
一一　国立病院、療養所の医師等増員に関する請願外一件（細谷治嘉君紹介）（第二一一号）
一二　日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願外一件（井岡大治君紹介）（第三三号）
一三　同外一件（井岡大治君紹介）（第一九四号）
一四　栄養士法第五条の二改正に関する請願（吉川久衛君紹介）（第三七号）
一五　同外二件（小泉純也君紹介）（第一一四号）
一六　同（池田清志君紹介）（第一二八号）
一七　同外一件（堂森芳夫君紹介）（第一九一号）
一八　同（神田博君紹介）（第一九二号）
一九　同外三件（亀山孝一君紹介）（第一九三号）
二〇　原子力関係従業員災害救助法制定に関する請願（山本政弘君紹介）（第三八号）
二一　医療保険制度改悪反対に関する請願外一件（阪上安太郎君紹介）（第一二九号）
二二　同（井岡大治君紹介）（第一九五号）
二三　同外三件（阪上安太郎君紹介）（第一九六号）
二四　同外五件（西風勲君紹介）（第一九七号）
二五　動員学徒、女子挺身隊等の戦争犠牲者援護に関する請願外三件（周東英雄君紹介）（第一三一号）
二六　農協及び生協の共同利用施設の環境衛生関係営業規制に関する請願（中村重光君紹介）（第一三六号）
二七　公立保育所の増設等に関する請願（大野市郎君外四名紹介）（第二〇六号）
二八　ソ連長期抑留者の補償に関する請願（赤澤正道君紹介）（第二一七号）
二九　同（春日一幸君紹介）（第三一〇号）
三〇　栄養士法第五条の二改正に関する請願外一件（吉川久衛君紹介）（第二一八号）
三一　同（永山忠則君紹介）（第二一九号）
三二　同外一件（池田清志君紹介）（第二三九号）
三三　同（堂森芳夫君紹介）（第二六五号）
三四　同外一件（荒舩清十郎君紹介）（第二八五号）
三五　同（大坪保雄君紹介）（第二八六号）
三六　同（菊池義郎君紹介）（第二八七号）
三七　同外三件（松澤雄藏君紹介）（第二八八号）
三八　同外一件（八木徹雄君紹介）（第二八九号）
三九　同（佐野憲治君紹介）（第三二七号）
四〇　同（坂田道太君紹介）（第三四〇号）
四一　同（毛利松平君紹介）（第三五六号）
四二　同（小坂善太郎君紹介）（第三七四号）
四三　医療保険制度改悪反対に関する請願（井岡大治君紹介）（第二二〇号）
四四　同（西風勲君紹介）（第二二一号）
四五　同外一件（井岡大治君紹介）（第二六四号）
四六　同（井岡大治君紹介）（第三二三号）
四七　同外四件（後藤俊男君紹介）（第三五二号）
四八　同（井岡大治君紹介）（第三七六号）
四九　同外一件（島本虎三君紹介）（第三七七号）
五〇　同外五件（山本政弘君紹介）（第三七八号）
五一　同（西風勲君紹介）（第四〇六号）
五二　名古屋市内収容児童施設の措置費補助に関する請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二二二号）
五三　戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願（原健三郎君紹介）（第二五三号）
五四　同（粟山秀君紹介）（第二七一号）
五五　戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願（受田新吉君紹介）（第二五四号）

五六　同（小川半次君紹介）（第二五五号）
五七　同（橋本龍太郎君紹介）（第二五六号）
五八　同（相川勝六君紹介）（第二八四号）
五九　同（地崎宇三郎君紹介）（第三一一号）
六〇　同（荒木萬壽夫君紹介）（第三三八号）
六一　同外一件（進藤一馬君紹介）（第三三九号）
六二　同（保利茂君紹介）（第三五四号）
六三　同（野田武夫君紹介）（第三七五号）
六四　日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願外二十四件（吉田泰造君紹介）（第二五七号）
六五　同外二件（井岡大治君紹介）（第二六三号）
六六　同外五件（吉田泰造君紹介）（第三五七号）
六七　国立病院、療養所の医師等増員に関する請願（岡本隆一君紹介）（第二六六号）
六八　同（古川喜一君紹介）（第二六七号）
六九　同外一件（堀昌雄君紹介）（第二六八号）
七〇　同外一件（八木一男君紹介）（第二九六号）
七一　同（井手以誠君紹介）（第三二四号）
七二　同外四件（川村継義君紹介）（第三二五号）
七三　同（佐野憲治君紹介）（第三二六号）
七四　心臓病の子供の育成医療助成拡充に関する請願（板川正吾君紹介）（第二九〇号）
七五　同（大久保武雄君外二名紹介）（第三四七号）
七六　同（西風勲君紹介）（第三七二号）
七七　心臓病の専門病院増設に関する請願（河野正君紹介）（第二九一号）
七八　同（大久保武雄君外二名紹介）（第三四六号）
七九　同（西風勲君紹介）（第三七一号）
八〇　心臓手術のため供血制度改善に関する請願（田中武夫君紹介）（第二九二号）
八一　同（松本七郎君紹介）（第二九三号）
八二　同（大久保武雄君外二名紹介）（第三四八号）
八三　同（池田禎治君紹介）（第三四九号）
八四　同（芳賀貢君紹介）（第三五〇号）
八五　同（西風勲君紹介）（第三七三号）
八六　農協及び生協の共同利用施設の理容事業規制に関する請願（田中榮一君紹介）（第二九五号）
八七　同（山田久就君紹介）（第三一三号）
八八　同外一件（毛利松平君紹介）（第三五五号）
八九　料飲業環境衛生同業組合の地方差設定に関する請願（白濱仁吉君紹介）（第二九七号）
九〇　農協及び生協の共同利用施設の環境衛生関係営業規制に関する請願（白濱仁吉君紹介）（第二九八号）
九一　原水爆被害者援護法制定に関する請願（門司亮君紹介）（第三一二号）
九二　小住宅木造建築業者の労災保険料引下げ等に関する請願（三宅正一君紹介）（第三二〇号）
九三　共同職業訓練の振興に関する請願（三宅正一君紹介）（第三二一号）
九四　日雇労働者健康保険制度改悪反対に関する請願（三宅正一君紹介）（第三二二号）
九五　原水爆被害者援護法制定等に関する請願外一件（河野正君紹介）（第三二八号）
九六　国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願（櫻内義雄君紹介）（第三四一号）
九七　健康保険、厚生年金等の制度改悪反対に関する請願（後藤俊男君紹介）（第三五一号）
九八　同（山本政弘君紹介）（第三八〇号）
九九　原爆被害者援護法制定に関する請願（古川喜一君紹介）（第三五三号）
一〇〇　健康保険制度改悪反対及び社会保障拡充に関する請願（山本政弘君紹介）（第三七九号）
一〇一　健康保険法の一部改正に関する請願（原茂君紹介）（第三八四号）
一〇二　同（中澤茂一君紹介）（第四〇七号）
一〇三　同（林百郎君紹介）（第四〇八号）
一〇四　同（平等文成君紹介）（第四〇九号）
一〇五　医療保険制度改悪反対に関する請願（阪上安太郎君紹介）（第四二八号）
一〇六　同（西風勲君紹介）（第四二九号）
一〇七　同外一件（島本虎三君紹介）（第四五一号）
一〇八　同（阪上安太郎君紹介）（第四八一号）
一〇九　同（阪上安太郎君紹介）（第五二三号）
一一〇　同（井岡大治君紹介）（第五五五号）
一一一　心臓病の専門病院増設に関する請願（田中正巳君紹介）（第四三〇号）
一一二　同（太田一夫君紹介）（第五一八号）
一一三　同（依田圭五君紹介）（第五一九号）
一一四　同（井出一太郎君紹介）（第五五四号）
一一五　同（枝村要作君紹介）（第六四六号）
一一六　同（堂森芳夫君紹介）（第六四七号）
一一七　同（福岡義登君紹介）（第六四八号）
一一八　心臓病の子供の育成医療助成拡充に関する請願（田中正巳君紹介）（第四三一号）
一一九　同（依田圭五君紹介）（第五二〇号）
一二〇　同（枝村要作君紹介）（第六四三号）
一二一　同（堂森芳夫君紹介）（第六四四号）
一二二　同（福岡義登君紹介）（第六四五号）
一二三　戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願（田中龍夫君紹介）（第四三二号）
一二四　同（加藤六月君紹介）（第四四九号）
一二五　国立宇多野療養所の定床削減反対等に関する請願（島本虎三君紹介）（第四五〇号）
一二六　栄養士法第五条の二改正に関する請願（小沢辰男君紹介）（第四八〇号）
一二七　医師、薬剤師のいない船内治療費の船員保険適用に関する請願（松浦周太郎君紹介）（第五〇二号）
一二八　原爆被害者援護法制定に関する請願（中村時雄君紹介）（第五一四号）
一二九　農協及び生協の共同利用施設の理容事業規制に関する請願外五件（大橋武夫君紹介）（第五一五号）
一三〇　同（菊池義郎君紹介）（第五五八号）
一三一　心臓手術のため供血制度改善に関する請願（太田一夫君紹介）（第五二一号）
一三二　同（依田圭五君紹介）（第五二二号）
一三三　同（枝村要作君紹介）（第六四九号）
一三四　同（堂森芳夫君紹介）（第六五〇号）
一三五　同（福岡義登君紹介）（第六五一号）
一三六　国民年金制度改善に関する請願（工藤良平君紹介）（第五五六号）
一三七　原水爆被害者援護法制定等に関する請願外一件（細谷治嘉君紹介）（第五五七号）
一三八　ソ連長期抑留者の補償に関する請願（辻寛一君紹介）（第六五二号）
一三九　心臓病の子供の育成医療助成拡充に関する請願（戸叶里子君紹介）（第七一三号）
一四〇　同（河野洋平君紹介）（第八二五号）
一四一　心臓病の専門病院増設に関する請願（戸叶里子君紹介）（第七一四号）
一四二　同（河野洋平君紹介）（第八二四号）
一四三　心臓手術のため供血制度改善に関する請願（戸叶里子君紹介）（第七一五号）
一四四　同（河野洋平君紹介）（第八二六号）
一四五　保健所栄養指導員の定員増加等に関する請願（田中龍夫君紹介）（第七七〇号）
一四六　同（橋本龍太郎君紹介）（第八二七号）
一四七　医療保険制度改悪反対に関する請願（門司亮君紹介）（第七七一号）
一四八　同（平林剛君紹介）（第八五三号）
一四九　栄養士法第五条の二改正に関する請願

（大平正芳君紹介）（第七九八号）
一五〇　農協及び生協の共同利用施設の理容事業規制に関する請願（島村一郎君紹介）（第七九九号）
一五一　医師、薬剤師のいない船内治療費の船員保険適用に関する請願（赤城宗徳君紹介）（第八四四号）
一五二　同（大石武一君紹介）（第八四五号）
一五三　同（仮谷忠男君紹介）（第八四六号）
一五四　同（熊谷義雄君紹介）（第八四七号）
一五五　同（鈴木善幸君紹介）（第八四八号）
一五六　同（塚原俊郎君紹介）（第八四九号）
一五七　同（西村直己君紹介）（第八五〇号）
一五八　同（野田武夫君紹介）（第八五一号）
一五九　同（藤波孝生君紹介）（第八五二号）
一六〇　戦傷病者、戦没者遺族等戦争犠牲者援護の強化に関する請願（山中貞則君紹介）（第八七三号）
一六一　心臓病の専門病院増設に関する請願外二件（鴨田宗一君紹介）（第八九三号）
一六二　同（和爾俊二郎君紹介）（第九〇四号）
一六三　同外一件（三ツ林弥太郎君紹介）（第九一九号）
一六四　同外二件（青木正久君紹介）（第九四三号）
一六五　同外一件（只松祐治君紹介）（第九四四号）
一六六　同（小林信一君紹介）（第九七五号）
一六七　同（玉置一徳君紹介）（第九七六号）
一六八　同（葉梨信行君紹介）（第九七七号）
一六九　同（赤澤正道君紹介）（第一〇一四号）
一七〇　同（板川正吾君紹介）（第一〇三七号）
一七一　同外一件（小宮山重四郎君紹介）（第一〇六八号）
一七二　同（村上信二郎君紹介）（第一〇八二号）
一七三　心臓病の子供の育成医療助成拡充に関する請願外一件（鴨田宗一君紹介）（第八九四号）
一七四　同（和爾俊二郎君紹介）（第九〇五号）
一七五　同外一件（三ツ林弥太郎君紹介）（第九二〇号）
一七六　同（青木正久君紹介）（第九四五号）
一七七　同外一件（只松祐治君紹介）（第九四六号）
一七八　同（小林信一君紹介）（第九七八号）
一七九　同（玉置一徳君紹介）（第九七九号）
一八〇　同（葉梨信行君紹介）（第九八〇号）
一八一　同（赤澤正道君紹介）（第一〇一五号）
一八二　同外一件（板川正吾君紹介）（第一〇三八号）
一八三　同（村上信二郎君紹介）（第一〇八一号）
一八四　心臓手術のため供血制度改善に関する請願外一件（鴨田宗一君紹介）（第八九五号）
一八五　同（和爾俊二郎君紹介）（第九〇六号）
一八六　同外一件（三ツ林弥太郎君紹介）（第九二一号）
一八七　同（青木正久君紹介）（第九四七号）
一八八　同外一件（只松祐治君紹介）（第九四八号）
一八九　同（小林信一君紹介）（第九八一号）
一九〇　同（玉置一徳君紹介）（第九八二号）
一九一　同（葉梨信行君紹介）（第九八三号）
一九二　同（赤澤正道君紹介）（第一〇一六号）
一九三　同（板川正吾君紹介）（第一〇三九号）
一九四　同（小宮山重四郎君紹介）（第一〇六九号）
一九五　同（村上信二郎君紹介）（第一〇八三号）
一九六　栄養士法第五条の二改正に関する請願（倉石忠雄君紹介）（第九〇七号）
一九七　同（大竹太郎君紹介）（第九二二号）
一九八　同（神田博君紹介）（第九二三号）
一九九　同外一件（亀山孝一君紹介）（第九二四号）
二〇〇　同（小坂善太郎君紹介）（第九二五号）
二〇一　同（松野頼三君紹介）（第九二六号）
二〇二　同外三件（小泉純也君紹介）（第九五〇号）
二〇三　同（瀬戸山三男君紹介）（第九九九号）
二〇四　同（臼井莊一君紹介）（第一〇五四号）
二〇五　同（佐々木義武君紹介）（第一〇五五号）
二〇六　文教区域における旅館業等の規制強化に関する請願（小平久雄君紹介）（第九二七号）
二〇七　精神衛生思想の普及等に関する請願（河野正君紹介）（第九四九号）
二〇八　同（田中正巳君紹介）（第一〇三一号）
二〇九　衛生検査技師法の一部改正に関する請願（齋藤邦吉君紹介）（第九五一号）
二一〇　同（堂森芳夫君紹介）（第九五二号）
二一一　同（地崎宇三郎君紹介）（第九八七号）
二一二　同（粟山秀君紹介）（第九八八号）
二一三　同（天野光晴君紹介）（第一〇一七号）
二一四　同（門司亮君紹介）（第一〇二六号）
二一五　同外一件（亀山孝一君紹介）（第一〇二七号）
二一六　同（藤本孝雄君紹介）（第一〇二八号）
二一七　同（佐々木義武君紹介）（第一〇五六号）
二一八　引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願（山本政弘君紹介）（第九五三号）
二一九　同（竹内黎一君紹介）（第九八五号）
二二〇　同（地崎宇三郎君紹介）（第九八六号）
二二一　同（藤本孝雄君紹介）（第一〇二九号）
二二二　同（増岡博之君紹介）（第一〇三〇号）
二二三　同（齋藤邦吉君紹介）（第一〇六一号）
二二四　大分県三重町の失対賃金の級地引上げに関する請願（工藤良平君紹介）（第九五四号）
二二五　農協及び生協の共同利用施設の理容事業規制に関する請願外一件（周東英雄君紹介）（第九八四号）
二二六　同（鈴木善幸君紹介）（第一〇四〇号）
二二七　健康保険制度改悪反対に関する請願（堂森芳夫君紹介）（第一〇〇四号）
二二八　同外十五件（小松幹君紹介）（第一〇一八号）
二二九　全国全産業一律最低賃金制の法制化に関する請願（野間千代三君紹介）（第一〇二五号）
二三〇　老齢福祉年金制度改善に関する請願（藤井勝志君紹介）（第一〇三二号）
二三一　失業保険法の一部改正に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第一〇四一号）
二三二　健康保険制度改善に関する請願（河上民雄君紹介）（第一〇四六号）
二三三　ソ連長期抑留者の補償に関する請願（神田博君紹介）（第一〇四七号）
二三四　ビルマ戦域戦没者の遺骨収集及び墓参団派遣に関する請願（亀岡高夫君紹介）（第一〇五七号）
二三五　保健婦の確保に関する請願（池田清志君紹介）（第一〇七三号）
二三六　健康保険制度改悪反対に関する請願（堂森芳夫君紹介）（第一〇八七号）
二三七　同外八件（松前重義君紹介）（第一一一六号）
二三八　国立病院、療養所の医師等増員に関する請願（帆足計君紹介）（第一〇八八号）
二三九　同外二件（成田知巳君紹介）（第一一六三号）
二四〇　栄養士法第五条の二改正に関する請願外一件（池田正之輔君紹介）（第一〇八九号）
二四一　同外一件（小沢辰男君紹介）（第一一一八号）
二四二　同（佐野憲治君紹介）（第一一一九号）
二四三　同（大橋武夫君紹介）（第一一六二号）
二四四　同外二件（川野芳滿君紹介）（第一二〇三号）
二四五　同（亀山孝一君紹介）（第一二三二号）
二四六　同（増田甲子七君紹介）（第一二四一号）
二四七　同外一件（床次徳二君紹介）（第一二五二号）
二四八　戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願外一件（池田正之輔君紹介）（第一〇

二四九　同（廣瀬正雄君紹介）（第一一七八号）
二五〇　パーテンダーの国家試験実施に関する請願（増田甲子七君紹介）（第一一一五号）
二五一　ソ連長期抑留者の補償に関する請願（野田卯一君紹介）（第一一一七号）
二五二　同（小坂善太郎君紹介）（第一一四〇号）
二五三　同（原健三郎君紹介）（第一二七八号）
二五四　心臓病の専門病院増設に関する請願（荒木萬壽夫君紹介）（第一一二二号）
二五五　同（佐野憲治君紹介）（第一一二三号）
二五六　同（畑和君紹介）（第一一九八号）
二五七　同（愛知揆一君紹介）（第一二二三号）
二五八　心臓病の子供の育成医療助成拡充に関する請願（荒木萬壽夫君紹介）（第一一二四号）
二五九　同（佐野憲治君紹介）（第一一二五号）
二六〇　同外一件（畑和君紹介）（第一一九九号）
二六一　同（愛知揆一君紹介）（第一二二四号）
二六二　心臓手術のため供血制度改善に関する請願（荒木萬壽夫君紹介）（第一一二六号）
二六三　同（佐野憲治君紹介）（第一一二七号）
二六四　同外一件（畑和君紹介）（第一二〇〇号）
二六五　同（愛知揆一君紹介）（第一二二五号）
二六六　日本土建労務相互会設立に関する請願（森下國雄君紹介）（第一一二八号）
二六七　健康保険制度改善に関する請願外一件（堀昌雄君紹介）（第一一四一号）
二六八　同外八十四件（永江一夫君紹介）（第一一四九号）
二六九　同（渡海元三郎君紹介）（第一二三八号）
二七〇　同（石田宥全君紹介）（第一二七九号）
二七一　引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願（田畑金光君紹介）（第一一四八号）
二七二　同（菅波茂君紹介）（第一二〇七号）
二七三　同（川野芳満君紹介）（第一二〇八号）
二七四　同（中野四郎君紹介）（第一二〇九号）
二七五　保健所栄養指導員の定員増加等に関する請願（大石武一君紹介）（第一一五一号）
二七六　厚生年金保険法の特例老齢年金制度改善に関する請願（河野洋平君紹介）（第一一五二号）
二七七　医療保険制度改悪反対に関する請願外一件（島本虎三君紹介）（第一一五九号）
二七八　同（河野正君紹介）（第一一七七号）
二七九　同（神門至馬夫君紹介）（第一一九三号）
二八〇　健康保険、厚生年金等の制度改悪反対に関する請願（島本虎三君紹介）（第一一六〇号）
二八一　児童福祉施設最低基準の改訂に関する請願（後藤俊男君紹介）（第一一七五号）
二八二　同（中野四郎君紹介）（第一一七六号）
二八三　同（西風勲君紹介）（第一一九二号）
二八四　同（加藤万吉君紹介）（第一二〇五号）
二八五　同（菅波茂君紹介）（第一二〇六号）
二八六　同（橋本龍太郎君紹介）（第一二一一九号）
二八七　同（広瀬秀吉君紹介）（第一二二七号）
二八八　同（藤本孝雄君紹介）（第一二二八号）
二八九　同（藏内修治君紹介）（第一二三三号）
二九〇　全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願（河野正君紹介）（第一一九〇号）
二九一　同（西風勲君紹介）（第一一九一号）
二九二　同外三件（加藤万吉君紹介）（第一二〇四号）
二九三　同（加藤勘十君紹介）（第一二二六号）
二九四　同（西風勲君紹介）（第一二三九号）
二九五　同外三件（平林剛君紹介）（第一二四〇号）
二九六　全国全産業一律最低賃金制及び医療保障の確立等に関する請願（神門至馬夫君紹介）（第一一九四号）
二九七　季節保育所開設の補助基準緩和に関する請願（川野芳満君紹介）（第一二〇二号）
二九八　衛生検査技師法の一部改正に関する請願（中野四郎君紹介）（第一二一〇号）
二九九　農協及び生協の共同利用施設の理容事業規制に関する請願（關谷勝利君紹介）（第一二三四号）
三〇〇　療術の新規開業制度に関する請願（河本敏夫君紹介）（第一二三六号）
三〇一　同（永江一夫君紹介）（第一二三七号）
三〇二　同（加藤六月君紹介）（第一二五三号）
三〇三　同（河上民雄君紹介）（第一二五四号）
三〇四　同（田中武夫君紹介）（第一二五五号）
三〇五　同（中川俊思君紹介）（第一二五六号）
三〇六　同（堀川恭平君紹介）（第一二五七号）
三〇七　同（島本虎三君紹介）（第一二七一号）
三〇八　同（鍛冶良作君紹介）（第一二七二号）
三〇九　同（砂田重民君紹介）（第一二七三号）
三一〇　同（渡海元三郎君紹介）（第一二七四号）
三一一　同（内藤隆君紹介）（第一二七五号）
三一二　同（西村榮一君紹介）（第一二七六号）
三一三　同（原健三郎君紹介）（第一二七七号）
三一四　戦後長期抑留者の処遇に関する請願（松浦周太郎君紹介）（第一二四二号）
三一五　人命尊重に関する請願（床次徳二君紹介）（第一二五一号）
三一六　健康保険法改悪反対に関する請願外一件（岡本隆一君紹介）（第一二五八号）
三一七　同外二件（柳田秀一君紹介）（第一二五九号）
三一八　同（玉置一徳君紹介）（第一二八一号）
三一九　戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願（粟山秀君紹介）（第一二六八号）
三二〇　戦没者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願（粟山秀君紹介）（第一二六九号）
三二一　日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願（島本虎三君紹介）（第一二七〇号）
三二二　精神衛生思想の普及等に関する請願（本島百合子君紹介）（第一二八〇号）
三二三　戦傷病者に対する傷病恩給等を生活保護法の収入対象より除外に関する請願（粟山秀君紹介）（第一二八二号）
三二四　東京都内湾のハゼを守るため環境保持に関する請願（佐藤觀次郎君紹介）（第一二八四号）
三二五　心臓病の専門病院増設に関する請願外一件（山口敏夫君紹介）（第一二九二号）
三二六　心臓病の子供の育成医療助成拡充に関する請願外一件（山口敏夫君紹介）（第一二九三号）
三二七　心臓手術のため供血制度改善に関する請願外一件（山口敏夫君紹介）（第一二九四号）
三二八　衛生検査技師法の一部改正に関する請願（山口敏夫君紹介）（第一二九五号）
三二九　引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願（山口敏夫君紹介）（第一二九六号）
三三〇　栄養士法第五条の二改正に関する請願（池田清志君紹介）（第一三〇二号）
三三一　同（大橋武夫君紹介）（第一三三〇号）
三三二　同外一件（小泉純也君紹介）（第一三三一号）
三三三　同（池田清志君紹介）（第一三八五号）
三三四　同（河野洋平君紹介）（第一四〇五号）
三三五　進行性筋萎縮症の研究費に関する請願（山口敏夫君紹介）（第一三〇三号）
三三六　全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願（広瀬秀吉君紹介）（第一三〇四号）
三三七　同外四件（岡田利春君紹介）（第一三三三号）
三三八　同（岡田春夫君紹介）（第一三三四号）

三三九　同(加藤万吉君紹介)(第一三三五号)
三四〇　同(山本政弘君紹介)(第一三三六号)
三四一　同(金丸徳重君紹介)(第一三六七号)
三四二　同外二十件(井手以誠君紹介)(第一三八〇号)
三四三　同(岡田春夫君紹介)(第一三八一号)
三四四　同(金丸徳重君紹介)(第一三八二号)
三四五　同(岡本隆一君紹介)(第一三八三号)
三四六　同外三件(金丸徳重君紹介)(第一四五二号)
三四七　同(安宅常彦君紹介)(第一四七三号)
三四八　同外五件(本島百合子君紹介)(第一四七四号)
三四九　療術の新規開業制度に関する請願(吉田賢一君紹介)(第一三〇五号)
三五〇　同外一件(吉田泰造君紹介)(第一三〇六号)
三五一　同(西村直己君外一名紹介)(第一三〇八号)
三五二　同(木野晴夫君紹介)(第一三三二号)
三五三　同(登坂重次郎君紹介)(第一三八七号)
三五四　同(三木喜夫君紹介)(第一三八八号)
三五五　同(大野市郎君紹介)(第一四〇四号)
三五六　同(黒金泰美君紹介)(第一四一四号)
三五七　同(赤城宗徳君紹介)(第一四三六号)
三五八　同(有田喜一君紹介)(第一四三七号)
三五九　同(華山親義君紹介)(第一四七六号)
三六〇　日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願(島本虎三君紹介)(第一三〇九号)
三六一　健康保険制度改悪反対に関する請願(川村継義君紹介)(第一三一〇号)
三六二　同(西風勲君紹介)(第一三一一号)
三六三　同外二件(石橋政嗣君紹介)(第一三三七号)
三六四　同外二件(加藤万吉君紹介)(第一三三八号)
三六五　同外二件(工藤良平君紹介)(第一三三九号)
三六六　同(島口重次郎君紹介)(第一三四〇号)
三六七　同外二件(山本政弘君紹介)(第一三四一号)
三六八　同(井岡大治君紹介)(第一三四二号)
三六九　同(井岡大治君紹介)(第一三六五号)
三七〇　同外七件(稙崎弥之助君紹介)(第一三六六号)
三七一　同外百九十三件(井手以誠君紹介)(第一三八九号)
三七二　同外一件(川村継義君紹介)(第一三九〇号)
三七三　同外十五件(兒玉末男君紹介)(第一三九一号)
三七四　同外一件(神門至馬夫君紹介)(第一三九二号)
三七五　同(山崎始男君紹介)(第一三九三号)
三七六　同(井岡大治君紹介)(第一四一三号)
三七七　同(井岡大治君紹介)(第一四五四号)
三七八　同外一件(内藤良平君紹介)(第一四五五号)
三七九　同(中村重光君紹介)(第一四五六号)
三八〇　同(井岡大治君紹介)(第一四七九号)
三八一　同(江田三郎君紹介)(第一四八〇号)
三八二　同外三十九件(佐藤觀次郎君紹介)(第一四八一号)
三八三　同(島本虎三君紹介)(第一四八二号)
三八四　同外二件(堂森芳夫君紹介)(第一四八三号)
三八五　同(門司亮君紹介)(第一四八四号)
三八六　同外一件(渡辺芳男君紹介)(第一四八五号)
三八七　医療保険制度改悪反対に関する請願(山本政弘君紹介)(第一三四三号)
三八八　同外一件(島本虎三君紹介)(第一三四四号)
三八九　失業保険法改悪反対に関する請願外一件(島口重次郎君紹介)(第一三四五号)
三九〇　同(斉藤正男君紹介)(第一四〇七号)
三九一　同(江田三郎君紹介)(第一四七七号)
三九二　失業保険、労災保険制度改悪反対等に関する請願外五件(島口重次郎君紹介)(第一三四六号)
三九三　同(山本弥之助君紹介)(第一三六八号)
三九四　同(金丸徳重君紹介)(第一四五三号)
三九五　同(安宅常彦君紹介)(第一四七二号)
三九六　健康保険法改悪反対に関する請願(岡本隆一君紹介)(第一三八四号)
三九七　同(岡本隆一君紹介)第一四〇六号)
三九八　全国全産業一律最低賃金制及び医療保障の確立等に関する請願(神門至馬夫君紹介)(第一三八六号)
三九九　同(斉藤正男君紹介)(第一四〇三号)
四〇〇　同(内藤良平君紹介)(第一四五一号)
四〇一　同(神門至馬夫君紹介)(第一四六九号)
四〇二　三池炭鉱の一酸化炭素中毒患者補償打切り反対に関する請願(斉藤正男君紹介)(第一四〇八号)
四〇三　同(神門至馬夫君紹介)(第一四五七号)
四〇四　同(江田三郎君紹介)(第一四六七号)
四〇五　同(多賀谷眞稔君紹介)(第一四六八号)
四〇六　失業保険法、健康保険法改悪反対に関する請願(斉藤正男君紹介)(第一四〇九号)
四〇七　戦没者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願(伊能繁次郎君紹介)(第一四一八号)
四〇八　戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願(伊能繁次郎君紹介)(第一四一九号)
四〇九　戦傷病者に対する傷病恩給等を生活保護法の収入対象より除外に関する請願(伊能繁次郎君紹介)(第一四二〇号)
四一〇　健康保険法の一部改正に関する請願下平正一君紹介)(第一四三五号)
四一一　厚生年金保険法の特例老齢年金制度改善に関する請願外一件(大原亨君紹介)(第一四三八号)
四一二　同外四件(鴨田宗一君紹介)(第一四三九号)
四一三　同外一件(小山省二君紹介)(第一四四〇号)
四一四　同外二件(辻寛一君紹介)(第一四四一号)
四一五　同外一件(長谷川正三君紹介)(第一四四二号)
四一六　同外一件(浜田光人君紹介)(第一四四三号)
四一七　同外一件(平岡忠次郎君紹介)(第一四四四号)
四一八　同外一件(福田篤泰君紹介)(第一四四五号)
四一九　同外四件(武藤嘉文君紹介)(第一四四六号)
四二〇　同外一件(山花秀雄君紹介)(第一四四七号)
四二一　同外二件(春日一幸君紹介)(第一四七五号)
四二二　健康保険制度の改悪反対に関する請願(島上善五郎君紹介)(第一四四八号)
四二三　各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願(山手滿男君紹介)(第一四四九号)
四二四　老後の生活保障に関する請願(内藤良平君紹介)(第一四五〇号)
四二五　季節労働者に対する失業保険の改悪反対に関する請願(神門至馬夫君紹介)(第一四七〇号)
四二六　同(安宅常彦君紹介)(第一四七一号)
四二七　健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案反対に関する請願外百七件(永江一夫君紹介)(第一四七八号)
四二八　健康保険制度改悪反対に関する請願(井岡大治君紹介)(第一四九六号)
四二九　同(中嶋英夫君紹介)(第一四九七号)
四三〇　同(平林剛君紹介)(第一五三三号)
四三一　同(井岡大治君紹介)(第一五八三号)
四三二　同外二件(後藤俊男君紹介)(第一五八

四号）
四三三　同外十四件（西風勲君紹介）（第一五八五号）
四三四　同外三件（西風勲君紹介）（第一五九〇号）
四三五　同（井岡大治君紹介）（第一六二九号）
四三六　同（大柴滋夫君紹介）（第一六三〇号）
四三七　同外五件（永江一夫君紹介）（第一六五八号）
四三八　同外五件（西風勲君紹介）（第一六五九号）
四三九　療術の新規開業制度に関する請願（西風勲君紹介）（第一四九八号）
四四〇　同（塚田徹君紹介）（第一五二五号）
四四一　同（葉梨信行君紹介）（第一五二六号）
四四二　同（山下榮二君紹介）（第一六六三号）
四四三　失業保険、労災保険制度改悪反対等に関する請願（山田耻目君紹介）（第一四九九号）
四四四　同外二件（松前重義君紹介）（第一五八六号）
四四五　同（楢崎弥之助君紹介）（第一六三二号）
四四六　児童福祉施設最低基準の改訂に関する請願（田村元君紹介）（第一五一七号）
四四七　厚生年金保険法の特例老齢年金制度改善に関する請願外四件（田村元君紹介）（第一五一八号）
四四八　同外四件（野呂恭一君紹介）（第一五一九号）
四四九　同外四件（森田重次郎君紹介）（第一五二〇号）
四五〇　各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願外一件（世耕政隆君紹介）（第一五二一号）
四五一　同（古屋亨君紹介）（第一五二二号）
四五二　同（山手満男君紹介）（第一五二三号）
四五三　同（伊藤宗一郎君紹介）（第一五七三号）
四五四　同外五件（伊藤宗一郎君紹介）（第一六二〇号）
四五五　同外一件（内海英男君紹介）（第一六二一号）
四五六　同（大石武一君紹介）（第一六二二号）
四五七　同（世耕政隆君紹介）（第一六二三号）
四五八　同（田中榮一君紹介）（第一六二四号）
四五九　同外一件（野田武夫君紹介）（第一六二五号）
四六〇　同（船田中君紹介）（第一六二六号）
四六一　同（武藤嘉文君紹介）（第一六二七号）
四六二　同外二件（渡辺栄一君紹介）（第一六二八号）
四六三　同外一件（愛知揆一君紹介）（第一六八七号）
四六四　同外九件（伊藤宗一郎君紹介）（第一六八八号）
四六五　同（内海英男君紹介）（第一六八九号）
四六六　同外一件（大石武一君紹介）（第一六九〇号）
四六七　同外一件（大坪保雄君紹介）（第一六九一号）
四六八　同（大橋武夫君紹介）（第一六九二号）
四六九　同（大野市郎君紹介）（第一六九三号）
四七〇　同外一件（白濱仁吉君紹介）（第一六九四号）
四七一　同（松野幸泰君紹介）（第一六九五号）
四七二　同（松野頼三君紹介）（第一六九六号）
四七三　栄養士法第五条の二改正に関する請願（塚田徹君紹介）（第一五二四号）
四七四　同外一件（井原岸高君紹介）（第一六九八号）
四七五　季節労働者に対する失業保険の改悪反対に関する請願（美濃政市君紹介）（第一五二七号）
四七六　健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案反対に関する請願（河上民雄君紹介）（第一五二八号）
四七七　医療保険制度改悪反対に関する請願（畑和君紹介）（第一五二九号）
四七八　同（島本虎三君紹介）（第一五八〇号）
四七九　同（只松祐治君紹介）（第一五八一号）
四八〇　同（野間千代三君紹介）（第一五八二号）
四八一　同外三十四件（高田富之君紹介）（第一五八九号）
四八二　同（島本虎三君紹介）（第一六三一号）
四八三　同（玉置一徳君紹介）（第一六五六号）
四八四　同（本島百合子君紹介）（第一六五七号）
四八五　三池炭鉱の一酸化炭素中毒患者補償打切り反対に関する請願（畑和君紹介）（第一五三〇号）
四八六　同外二件（古川喜一君紹介）（第一六三三号）
四八七　全国全産業一律最低賃金制及び医療保障の確立等に関する請願（畑和君紹介）（第一五三一号）
四八八　同外一件（森義視君紹介）（第一五三二号）
四八九　同外一件（森義視君紹介）（第一六三四号）
四九〇　戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願（亀山孝一君紹介）（第一五五二号）
四九一　同（田村元君紹介）（第一五五三号）
四九二　同（渡海元三郎君紹介）（第一五五四号）
四九三　同（中野四郎君紹介）（第一五五五号）
四九四　戦没者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願（亀山孝一君紹介）（第一五五六号）
四九五　同（田村元君紹介）（第一五五七号）
四九六　同（渡海元三郎君紹介）（第一五五八号）
四九七　同（中野四郎君紹介）（第一五五九号）
四九八　同（西村直己君紹介）（第一七一三号）
四九九　戦傷病者に対する傷病恩給等を生活保護法の収入対象より除外に関する請願（亀山孝一君紹介）（第一五六〇号）
五〇〇　同（田村元君紹介）（第一五六一号）
五〇一　同（中野四郎君紹介）（第一五六二号）
五〇二　同（有田喜一君紹介）（第一五七四号）
五〇三　同（大橋武夫君紹介）（第一六四六号）
五〇四　健康保険制度改善に関する請願（広沢賢一君紹介）（第一五九一号）
五〇五　同（麻生良方君紹介）（第一五五四号）
五〇六　同（本島百合子君紹介）（第一六五五号）
五〇七　原爆被害者援護法制定に関する請願（松本善明君紹介）（第一五九二号）
五〇八　心臓病の専門病院増設に関する請願（本島百合子君紹介）（第一六五一号）
五〇九　心臓病の子供の育成医療助成拡充に関する請願（本島百合子君紹介）（第一六五二号）
五一〇　心臓手術のため供血制度改善に関する請願（本島百合子君紹介）（第一六五三号）
五一一　全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願（山本政弘君紹介）（第一六六〇号）
五一二　同（本島百合子君紹介）（第一六六一号）
五一三　日雇労働者健康保険の廃止反対等に関する請願外百五件（本島百合子君紹介）（第一六六二号）
五一四　農協及び生協の共同利用施設の理容事業規制に関する請願外四件（井原岸高君紹介）（第一六九七号）
五一五　原爆被災者援護に関する請願（白濱仁吉君紹介）（第一六九九号）
五一六　心臓病の子供の育成医療助成拡充に関する請願外八十一件（神田博君紹介）（第一七三二号）
五一七　同（川上貫一君紹介）（第一九三〇号）
五一八　心臓病の専門病院増設に関する請願外八十一件（神田博君紹介）（第一七三二号）
五一九　同（川上貫一君紹介）（第一九二九号）
五二〇　心臓手術のため供血制度改善に関する請願外八十一件（神田博君紹介）（第一七三三号）
五二一　同（川上貫一君紹介）（第一九三一号）

五二二　各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願（稲村左近四郎君紹介）（第一七三四号）
五二三　同外二十件（大久保武雄君紹介）（第一七三五号）
五二四　同（大竹太郎君紹介）（第一七三六号）
五二五　同外五件（大坪保雄君紹介）（第一七三七号）
五二六　同（大野市郎君紹介）（第一七三八号）
五二七　同（金子一平君紹介）（第一七三九号）
五二八　同（上林山榮吉君紹介）（第一七四〇号）
五二九　同外二件（小平久雄君紹介）（第一七四一号）
五三〇　同（河野洋平君紹介）（第一七四二号）
五三一　同（坂田道太君紹介）（第一七四三号）
五三二　同（坂本三十次君紹介）（第一七四四号）
五三三　同外二件（野田武夫君紹介）（第一七四五号）
五三四　同外二件（船田中君紹介）（第一七四六号）
五三五　同外三件（森山欽司君紹介）（第一七四七号）
五三六　同外六件（伊藤宗一郎君紹介）（第一八五八号）
五三七　同（稲村左近四郎君紹介）（第一八五九号）
五三八　同外十二件（大坪保雄君紹介）（第一八六〇号）
五三九　同（北澤直吉君紹介）（第一八六一号）
五四〇　同（坂田英一君紹介）（第一八六二号）
五四一　同（世耕政隆君紹介）（第一八六三号）
五四二　同（谷垣專一君紹介）（第一八六四号）
五四三　同（渡海元三郎君紹介）（第一八六五号）
五四四　同外六件（原健三郎君紹介）（第一八六六号）
五四五　同外四件（羽田武嗣郎君紹介）（第一八六七号）
五四六　同外二件（保利茂君紹介）（第一八六八号）
五四七　同外一件（森田重次郎君紹介）（第一八六九号）
五四八　同（森山欽司君紹介）（第一八七〇号）
五四九　同外二件（愛知揆一君紹介）（第一九〇八号）
五五〇　同（内海英男君紹介）（第一九〇九号）
五五一　同外十九件（大坪保雄君紹介）（第一九一〇号）
五五二　同外四件（大橋武夫君紹介）（第一九一一号）
五五三　同（熊谷義雄君紹介）（第一九一二号）
五五四　同外五件（櫻内義雄君紹介）（第一九一三号）
五五五　同外二件（野田武夫君紹介）（第一九一四号）
五五六　同（山手滿男君紹介）（第一九一五号）
五五七　同外六件（吉田重延君紹介）（第一九一六号）
五五八　医療保険制度改悪反対に関する請願外七十六件（阿部助哉君紹介）（第一七四八号）
五五九　同（小川三男君紹介）（第一七四九号）
五六〇　同外二件（河野正君紹介）（第一七五〇号）
五六一　同外二件（佐々木更三君紹介）（第一七五一号）
五六二　同（田邊誠君紹介）（第一七五二号）
五六三　同（中嶋英夫君紹介）（第一七五三号）
五六四　同外二件（成田知巳君紹介）（第一七五四号）
五六五　同（畑和君紹介）（第一七五五号）
五六六　同（平林剛君紹介）（第一七五六号）
五六七　同外九件（松本七郎君紹介）（第一七五七号）
五六八　同（阿部助哉君紹介）（第一七八一号）
五六九　同（淡谷悠藏君紹介）（第一七八二号）
五七〇　同（井手以誠君紹介）（第一七八三号）
五七一　同（石川次夫君紹介）（第一七八四号）
五七二　同（石田宥全君紹介）（第一七八五号）
五七三　同（太田一夫君紹介）（第一七八六号）
五七四　同（岡本隆一君紹介）（第一七八七号）
五七五　同（神近市子君紹介）（第一七八八号）
五七六　同（唐橋東君紹介）（第一七八九号）
五七七　同（川村継義君紹介）（第一七九〇号）
五七八　同（佐々栄三郎君紹介）（第一七九一号）
五七九　同（田原春次君紹介）（第一七九二号）
五八〇　同（高田富之君紹介）（第一七九三号）
五八一　同（中井徳次郎君紹介）（第一七九四号）
五八二　同（浜田光人君紹介）（第一七九五号）
五八三　同（広瀬秀吉君紹介）（第一七九六号）
五八四　同（山口鶴男君紹介）（第一七九七号）
五八五　同（山本幸一君紹介）（第一七九八号）
五八六　同（山本政弘君紹介）（第一七九九号）
五八七　同（米田東吾君紹介）（第一八〇〇号）
五八八　同（八木一男君紹介）（第一八〇一号）
五八九　同（石橋政嗣君紹介）（第一八一四号）
五九〇　同（板川正吾君紹介）（第一八一五号）
五九一　同（稲村隆一君紹介）（第一八一六号）
五九二　同（河野正君紹介）（第一八一七号）
五九三　同（栗林三郎君紹介）（第一八一八号）
五九四　同（東海林稔君紹介）（第一八一九号）
五九五　同外一件（内藤良平君紹介）（第一八二〇号）
五九六　同（森本靖君紹介）（第一八二一号）
五九七　同（横山利秋君紹介）（第一八二二号）
五九八　同外五件（川上貫一君紹介）（第一九三二号）
五九九　同（田代文久君紹介）（第一九三三号）
六〇〇　同外二件（谷口善太郎君紹介）（第一九三四号）
六〇一　同外二件（林百郎君紹介）（第一九三五号）
六〇二　同（松前重義君紹介）（第一九三六号）
六〇三　同外一件（松本善明君紹介）（第一九三七号）
六〇四　健康保険制度改悪反対に関する請願外一件（佐藤觀次郎君紹介）（第一七五八号）
六〇五　同（田邊誠君紹介）（第一七五九号）
六〇六　同（平林剛君紹介）（第一七六〇号）
六〇七　同外三件（八木一男君紹介）（第一七六一号）
六〇八　同外一件（八木一男君紹介）（第一八〇二号）
六〇九　同（井上普方君紹介）（第一八二三号）
六一〇　同（佐々栄三郎君紹介）（第一八二四号）
六一一　同（島本虎三君紹介）（第一八二五号）
六一二　同外二件（八木一男君紹介）（第一八二六号）
六一三　同（田代文久君紹介）（第一九三八号）
六一四　同外二件（松本善明君紹介）（第一九三九号）
六一五　原水爆被害者援護法制定に関する請願（金丸徳重君紹介）（第一七六二号）
六一六　同（広瀬秀吉君紹介）（第一七八〇号）
六一七　全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願（平林剛君紹介）（第一七六三号）
六一八　同（広沢賢一君紹介）（第一七六四号）
六一九　同（山本政弘君紹介）（第一七六五号）
六二〇　同（木原実君紹介）（第一八二七号）
六二一　同（田代文久君紹介）（第一九四三号）
六二二　健康保険制度改善に関する請願（加藤万吉君紹介）（第一七六六号）
六二三　同外一件（松前重義君紹介）（第一九四六号）
六二四　全国全産業一律最低賃金制及び医療保障の確立等に関する請願（内藤良平君紹介）（第一八二八号）
六二五　健康保険法改悪反対に関する請願（古川喜一君紹介）（第一八二九号）
六二六　同（谷口善太郎君紹介）（第一九四五号）
六二七　失業保険、労災保険制度改悪反対等に関する請願（古川喜一君紹介）（第一八三〇号）
六二八　原水爆被害者援護法制定等に関する請願外一件（谷口善太郎君紹介）（第一九

四〇号）
六二九　季節労働者に対する失業保険の改悪反対に関する請願（林百郎君紹介）（第一九四一号）
六三〇　精神衛生思想の普及等に関する請願（松本善明君紹介）（第一九四二号）
六三一　国立病院、療養所の医師等増員に関する請願（谷口善太郎君紹介）（第一九四四号）
六三二　授産事業法制定に関する請願（上村千一郎君紹介）（第一九四七号）
六三三　国民年金法の一部改正に関する請願（谷口善太郎君紹介）（第一九四八号）
六三四　全国一律最低賃金制の確立に関する請願（林百郎君紹介）（第二〇〇六号）
六三五　全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願外一件（阿部昭吾君紹介）（第二〇〇八号）
六三六　同（黒田壽男君紹介）（第二〇〇九号）
六三七　同（島本虎三君紹介）（第二〇一〇号）
六三八　同（中嶋英夫君紹介）（第二〇一一号）
六三九　健康保険制度改悪反対に関する請願（井岡大治君紹介）（第二〇一二号）
六四〇　同（神門至馬夫君紹介）（第二〇一三号）
六四一　同外七件（永江一夫君紹介）（第二〇一四号）
六四二　同（平林剛君紹介）（第二〇一五号）
六四三　同（門司亮君紹介）（第二〇一六号）
六四四　同（本島百合子君紹介）（第二〇一七号）
六四五　同外十件（山下榮二君紹介）（第二〇一八号）
六四六　同（麻生良方君紹介）（第二〇一九号）
六四七　同（和田耕作君紹介）（第二〇二〇号）
六四八　同外三件（阿部昭吾君紹介）（第二一二二号）
六四九　同（井岡大治君紹介）（第二一三三号）
六五〇　同（大出俊君紹介）（第二一三四号）
六五一　同（中嶋英夫君紹介）（第二一三五号）
六五二　健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案反対に関する請願（和田耕作君紹介）（第二〇二一号）
六五三　医療保険制度改悪反対に関する請願（只松祐治君紹介）（第二〇二二号）
六五四　同（中嶋英夫君紹介）（第二〇二三号）
六五五　同外一件（野間千代三君紹介）（第二〇二四号）
六五六　同外三件（八木一男君紹介）（第二〇二五号）
六五七　同（中嶋英夫君紹介）（第二一三六号）
六五八　同（山本政弘君紹介）（第二一三七号）
六五九　ソ連長期抑留者の補償に関する請願（横山利秋君紹介）（第二〇二六号）
六六〇　健康保険法改悪反対に関する請願（永末英一君紹介）（第二〇二七号）
六六一　療術の新規開業制度に関する請願（池田正之輔君紹介）（第二一二九号）
六六二　衛生検査技師法の一部改正に関する請願（高見三郎君紹介）（第二一三〇号）
六六三　日雇労働者健康保険の廃止反対等に関する請願（福岡義登君紹介）（第二一三一号）
六六四　各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願外六件（青木正久君紹介）（第二一三八号）
六六五　同外三十五件（荒舩清十郎君紹介）（第二一三九号）
六六六　同外十六件（有田喜一君紹介）（第二一四〇号）
六六七　同外七件（伊藤宗一郎君紹介）（第二一四一号）
六六八　同外四件（内田常雄君紹介）（第二一四二号）
六六九　同外二件（内海英男君紹介）（第二一四三号）
六七〇　同外一件（小笠公韶君紹介）（第二一四四号）
六七一　同外十三件（小川平二君紹介）（第二一四五号）
六七二　同外二件（大竹太郎君紹介）（第二一四六号）
六七三　同外一件（大坪保雄君紹介）（第二一四七号）
六七四　同（大野市郎君紹介）（第二一四八号）
六七五　同（金丸信君紹介）（第二一四九号）
六七六　同外十四件（鴨田宗一君紹介）（第二一五〇号）
六七七　同外一件（久保田藤麿君紹介）（第二一五一号）
六七八　同外十件（河本敏夫君紹介）（第二一五二号）
六七九　同（進藤一馬君紹介）（第二一五三号）
六八〇　同（世耕政隆君紹介）（第二一五四号）
六八一　同（谷垣專一君紹介）（第二一五五号）
六八二　同外二件（塚田徹君紹介）（第二一五六号）
六八三　同外十二件（羽田武嗣郎君紹介）（第二一五七号）
六八四　同外六件（橋本登美三郎君紹介）（第二一五八号）
六八五　同（早川崇君紹介）（第二一五九号）
六八六　同（藤山愛一郎君紹介）（第二一六〇号）
六八七　同外十件（船田中君紹介）（第二一六一号）
六八八　同外五件（細田吉藏君紹介）（第二一六二号）
六八九　同（松澤雄藏君紹介）（第二一六三号）
六九〇　同外四件（森田重次郎君紹介）（第二一六四号）
六九一　同外一件（渡辺肇君紹介）（第二一六五号）
六九二　戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願（細田吉藏君紹介）（第二一六六号）
六九三　戦没者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願（細田吉藏君紹介）（第二一六七号）
六九四　各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願外七件（愛知揆一君紹介）（第二一四六号）
六九五　同（池田清志君紹介）（第二二四七号）
六九六　同外一件（稲村左近四郎君紹介）（第二二四八号）
六九七　同外一件（宇野宗佑君紹介）（第二二四九号）
六九八　同外一件（内田常雄君紹介）（第二二五〇号）
六九九　同外二件（大坪保雄君紹介）（第二二五一号）
七〇〇　同（坂田英一君紹介）（第二二五二号）
七〇一　同外二件（坂本三十次君紹介）（第二二五三号）
七〇二　同外十九件（田中龍夫君紹介）（第二二五四号）
七〇三　同（高橋清一郎君紹介）（第二二五五号）
七〇四　同（竹下登君紹介）（第二二五六号）
七〇五　同外二件（増田甲子七君紹介）（第二二五七号）
七〇六　同（松野頼三君紹介）（第二二五八号）
七〇七　同外三件（三ッ林弥太郎君紹介）（第二二五九号）
七〇八　同（森山欽司君紹介）（第二二六〇号）
七〇九　同外一件（青木正久君紹介）（第二三三〇号）
七一〇　同（秋田大助君紹介）（第二三三一号）
七一一　同（大竹太郎君紹介）（第二三三二号）
七一二　同外三十六件（加藤常太郎君紹介）（第二三三三号）
七一三　同外十六件（亀山孝一君紹介）（第二三三四号）
七一四　同外二件（川野芳滿君紹介）（第二三三五号）
七一五　同外一件（草野一郎平君紹介）（第二三三六号）
七一六　同（丹羽喬四郎君紹介）（第二三三七号）
七一七　同外六件（三池信君紹介）（第二三三八

号）
七一八　同外一件（渡辺肇君紹介）（第二三三九号）
七一九　同（井村重雄君紹介）（第二三八五号）
七二〇　同（伊藤宗一郎君紹介）（第二三八六号）
七二一　同外十一件（小川平二君紹介）（第二三八七号）
七二二　同外十八件（小澤太郎君紹介）（第二三八八号）
七二三　同（大竹太郎君紹介）（第二三八九号）
七二四　同外三件（大坪保雄君紹介）（第二三九〇号）
七二五　同外二件（川野芳滿君紹介）（第二三九一号）
七二六　同外一件（櫻内義雄君紹介）（第二三九二号）
七二七　同（竹内黎一君紹介）（第二三九三号）
七二八　同（竹下登君紹介）（第二三九四号）
七二九　同（羽田武嗣郎君紹介）（第二三九五号）
七三〇　同外十二件（長谷川四郎君紹介）（第二三九六号）
七三一　同外二十三件（橋本龍太郎君紹介）（第二三九七号）
七三二　同（森田重次郎君紹介）（第二三九八号）
七三三　医療保険制度改悪反対に関する請願（高田富之君紹介）（第二二六一号）
七三四　同（森本靖君紹介）（第二二六二号）
七三五　同（八木一男君紹介）（第二二六三号）
七三六　同（山本政弘君紹介）（第二二六四号）
七三七　同外四件（三宅正一君紹介）（第二四〇一号）
七三八　厚生年金保険法の特例老齢年金制度改善に関する請願（伊能繁次郎君紹介）（第二二六五号）
七三九　同（山村新治郎君紹介）（第二二六六号）
七四〇　同（曾祢益君紹介）（第二三四一号）
七四一　同（門司亮君紹介）（第二三四二号）
七四二　全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願（山花秀雄君紹介）（第二二六七号）
七四三　健康保険制度改悪反対に関する請願（井岡大治君紹介）（第二二六八号）
七四四　同（川村継義君紹介）（第二二六九号）
七四五　同（平林剛君紹介）（第二二七〇号）
七四六　同（八木一男君紹介）（第二二七一号）
七四七　同（横山利秋君紹介）（第二二七二号）
七四八　同（門司亮君紹介）（第二三四三号）
七四九　同（山口鶴男君紹介）（第二四〇二号）
七五〇　療術の新規開業制度に関する請願（井岡大治君紹介）（第二三二八号）
七五一　同（内藤良平君紹介）（第二三二九号）
七五二　健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案反対に関する請願（伊賀定盛君紹介）（第二三四〇号）
七五三　衛生検査技師法の一部改正に関する請願（小坂善太郎君紹介）（第二三九九号）
七五四　日雇労働者健康保険の廃止反対等に関する請願（中嶋英夫君紹介）（第二四〇〇号）
七五五　ソ連長期抑留者の補償に関する請願（横山利秋君紹介）（第二四〇三号）
七五六　医療保険制度改悪反対に関する請願（川崎寛治君紹介）（第二四五三号）
七五七　同（只松祐治君紹介）（第二五四四号）
七五八　同（河野正君紹介）（第二五九〇号）
七五九　同外二件（長谷川正三君紹介）（第二五九一号）
七六〇　同（畑和君紹介）（第二五九二号）
七六一　同外一件（本島百合子君紹介）（第二五九三号）
七六二　全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願（島本虎三君紹介）（第二四五四号）
七六三　同（井上泉君紹介）（第二五九八号）
七六四　同外一件（石橋政嗣君紹介）（第二五九九号）
七六五　同外二件（川崎寛治君紹介）（第二六〇〇号）
七六六　同（河野正君紹介）（第二六〇一号）
七六七　同（下平正一君紹介）（第二六〇二号）
七六八　同外九件（本島百合子君紹介）（第二六〇三号）
七六九　健康保険制度改悪反対に関する請願（田邊誠君紹介）（第二四五五号）
七七〇　同（小川三男君紹介）（第二五五五号）
七七一　同（西風勲君紹介）（第二五五六号）
七七二　同（山本政弘君紹介）（第二五五七号）
七七三　同外五件（久保田鶴松君紹介）（第二五九四号）
七七四　同（中村時雄君紹介）（第二五九五号）
七七五　同（平林剛君紹介）（第二五九六号）
七七六　同（本島百合子君紹介）（第二五九七号）
七七七　長期ソ連抑留者の補償に関する請願（坪川信三君紹介）（第二四五六号）
七七八　各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願外三件（相川勝六君紹介）（第二四五七号）
七七九　同外一件（宇野宗佑君紹介）（第二四五八号）
七八〇　同外一件（内田常雄君紹介）（第二四五九号）
七八一　同外二件（小川半次君紹介）（第二四六〇号）
七八二　同（大竹太郎君紹介）（第二四六一号）
七八三　同外一件（大坪保雄君紹介）（第二四六二号）
七八四　同外三件（大橋武夫君紹介）（第二四六三号）
七八五　同（金丸信君紹介）（第二四六四号）
七八六　同外三十一件（小宮山重四郎君紹介）（第二四六五号）
七八七　同外七件（小山長規君紹介）（第二四六六号）
七八八　同（坂本三十次君紹介）（第二四六七号）
七八九　同外三十二件（進藤一馬君紹介）（第二四六八号）
七九〇　同外三件（青柳茂君紹介）（第二四六九号）
七九一　同外二十件（田澤吉郎君紹介）（第二四七〇号）
七九二　同（谷垣專一君紹介）（第二四七一号）
七九三　同（羽田武嗣郎君紹介）（第二四七二号）
七九四　同（早川崇君紹介）（第二四七三号）
七九五　同（福永健司君紹介）（第二四七四号）
七九六　同外二十三件（藤井勝志君紹介）（第二四七五号）
七九七　同外四件（保利茂君紹介）（第二四七六号）
七九八　同外十件（堀川恭平君紹介）（第二四七七号）
七九九　同外一件（森田重次郎君紹介）（第二四七八号）
八〇〇　同（相川勝六君紹介）（第二五二六号）
八〇一　同（愛知揆一君紹介）（第二五二七号）
八〇二　同外一件（井出一太郎君紹介）（第二五二八号）
八〇三　同外十一件（河野洋平君紹介）（第二五二九号）
八〇四　同外五件（小坂善太郎君紹介）（第二五三〇号）
八〇五　同（佐藤洋之助君紹介）（第二五三一号）
八〇六　同（田村元君紹介）（第二五三二号）
八〇七　同（谷垣專一君紹介）（第二五三三号）
八〇八　同（塚田徹君紹介）（第二五三四号）
八〇九　同（藤波孝生君紹介）（第二五三五号）
八一〇　同（船田中君紹介）（第二五三六号）
八一一　同（保利茂君紹介）（第二五三七号）
八一二　同外三件（三池信君紹介）（第二五三八号）
八一三　同外五件（三ッ林弥太郎君紹介）（第二五三九号）
八一四　同（森田重次郎君紹介）（第二五四〇号）
八一五　同（山崎巌君紹介）（第二五四一号）
八一六　同外一件（宇野宗佑君紹介）（第二六七六号）

八一七　同外二件（小川平二君紹介）（第二六七七号）
八一八　同外三件（大石武一君紹介）（第二六七八号）
八一九　同外十五件（大久保武雄君紹介）（第二六七九号）
八二〇　同（金子一平君紹介）（第二六八〇号）
八二一　同（北澤直吉君紹介）（第二六八一号）
八二二　同（世耕政隆君紹介）（第二六八二号）
八二三　同外二件（田村元君紹介）（第二六八三号）
八二四　同（高橋清一郎君紹介）（第二六八四号）
八二五　同（竹内黎一君紹介）（第二六八五号）
八二六　同外一件（野田卯一君紹介）（第二六八六号）
八二七　同外十一件（増田甲子七君紹介）（第二六八七号）
八二八　同外二件（粟山秀君紹介）（第二六八八号）
八二九　同（森山欽司君紹介）（第二六八九号）
八三〇　健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案反対に関する請願（大柴滋夫君紹介）（第二五四二号）
八三一　療術の新規開業制度に関する請願（佐藤洋之助君紹介）（第二五四三号）
八三二　同（笹山茂太郎君紹介）（第二六六九号）
八三三　同（佐々木義武君紹介）（第二六七〇号）
八三四　同（塩川正十郎君紹介）（第二六七一号）
八三五　同（根本龍太郎君紹介）（第二六七二号）
八三六　同（松田竹千代君紹介）（第二六七三号）
八三七　同（村上勇君紹介）（第二六七四号）
八三八　同（和爾俊二郎君紹介）（第二六七五号）
八三九　栄養士法第五条の二改正に関する請願（渡海元三郎君紹介）（第二五四五号）
八四〇　同（床次徳二君紹介）（第二五四六号）
八四一　同（増田甲子七君紹介）（第二六六八号）
八四二　衛生検査技師法の一部改正に関する請願（羽田武嗣郎君紹介）（第二五四七号）
八四三　同（福家俊一君紹介）（第二六六七号）
八四四　ソ連長期抑留者の補償に関する請願（堀昌雄君紹介）（第二五四八号）
八四五　日雇労働者健康保険の廃止反対等に関する請願外一件（小川三男君紹介）（第二五四九号）
八四六　同（中澤茂一君紹介）（第二五五〇号）
八四七　同（中嶋英夫君紹介）（第二五五一号）
八四八　同（高田富之君紹介）（第二五五二号）
八四九　同外二十三件（華山親義君紹介）（第二五五三号）
八五〇　同（山本政弘君紹介）（第二五五四号）
八五一　同外二件（小澤貞孝君紹介）（第二六六五号）
八五二　同外一件（太田一夫君紹介）（第二六六六号）
八五三　同外八件（木原実君紹介）（第二六六七号）
八五四　同（神門至馬夫君紹介）（第二六六八号）
八五五　同（島上善五郎君紹介）（第二六六九号）
八五六　同外四十九件（塚本三郎君紹介）（第二六一〇号）
八五七　同（中嶋英夫君紹介）（第二六一一号）
八五八　同外三件（長谷川正三君紹介）（第二六一二号）
八五九　同（原茂君紹介）（第二六一三号）
八六〇　同（平林剛君紹介）（第二六一四号）
八六一　同外三件（山口鶴男君紹介）（第二六一五号）
八六二　日雇労働者健康保険の改悪反対等に関する請願（神門至馬夫君紹介）（第二六〇四号）
八六三　引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願（本島百合子君紹介）（第二六六六号）
八六四　農協及び生協の共同利用施設の環境衛生関係営業規制に関する請願（森田重次郎君紹介）（第二六九〇号）
八六五　戦傷病者に対する傷病恩給等を生活保護法の収入対象より除外に関する請願（關谷勝利君紹介）（第二六九九号）
八六六　戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願外一件（關谷勝利君紹介）（第二七〇三号）
八六七　戦没者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願（關谷勝利君紹介）（第二七〇四号）
八六八　日雇労働者健康保険の廃止反対等に関する請願（太田一夫君紹介）（第二七〇六号）
八六九　同（北山愛郎君紹介）（第二七〇七号）
八七〇　同（神門至馬夫君紹介）（第二七〇八号）
八七一　同（東海林稔君紹介）（第二七〇九号）
八七二　同（田中武夫君紹介）（第二七一〇号）
八七三　同（只松祐治君紹介）（第二七一一号）
八七四　同（千葉佳男君紹介）（第二七一二号）
八七五　同外一件（野間千代三君紹介）（第二七一三号）
八七六　同（山花秀雄君紹介）（第二七一四号）
八七七　同外十件（角屋堅次郎君紹介）（第二八二五号）
八七八　同（田邊誠君紹介）（第二八七五号）
八七九　全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願（岡田春夫君紹介）（第二七一五号）
八八〇　同（工藤良平君紹介）（第二七一六号）
八八一　同（栗林三郎君紹介）（第二七一七号）
八八二　同（内藤良平君紹介）（第二七一八号）
八八三　同（野間千代三君紹介）（第二七一九号）
八八四　同（福岡義登君紹介）（第二七二〇号）
八八五　同（山内広君紹介）（第二七二一号）
八八六　同（角屋堅次郎君紹介）（第二八二四号）
八八七　健康保険制度改悪反対に関する請願（加藤勘十君紹介）（第二七二二号）
八八八　同外二件（佐藤觀次郎君紹介）（第二七二三号）
八八九　同外一件（東海林稔君紹介）（第二七二四号）
八九〇　同（千葉佳男君紹介）（第二七二五号）
八九一　同（内藤良平君紹介）（第二七二六号）
八九二　同（野間千代三君紹介）（第二七二七号）
八九三　同外三件（華山親義君紹介）（第二七二八号）
八九四　同（神門至馬夫君紹介）（第二八二六号）
八九五　同（中嶋英夫君紹介）（第二八二七号）
八九六　同外七件（佐藤觀次郎君紹介）（第二八七三号）
八九七　同（島本虎三君紹介）（第二八七四号）
八九八　全国全産業一律最低賃金制及び医療保障の確立等に関する請願（東海林稔君紹介）（第二七二九号）
八九九　同（内藤良平君紹介）（第二七三〇号）
九〇〇　医療保険制度改悪反対に関する請願（千葉佳男君紹介）（第二七三一号）
九〇一　同（野間千代三君紹介）（第二七三二号）
九〇二　各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願外四件（青木正久君紹介）（第二七三三号）
九〇三　同（伊藤宗一郎君紹介）（第二七三四号）
九〇四　同（岡本茂君紹介）（第二七三五号）
九〇五　同（大坪保雄君紹介）（第二七三六号）
九〇六　同外一件（仮谷忠男君紹介）（第二七三七号）
九〇七　同（倉石忠雄君紹介）（第二七三八号）
九〇八　同外一件（小山長規君紹介）（第二七三九号）
九〇九　同（谷垣專一君紹介）（第二七四〇号）
九一〇　同（藤本孝雄君紹介）（第二七四一号）
九一一　同外一件（増田甲子七君紹介）（第二七四二号）
九一二　同外十件（三ッ林弥太郎君紹介）（第二七四三号）
九一三　同外四件（渡辺美智雄君紹介）（第二七四四号）
九一四　同（大野市郎君紹介）（第二八一八号）
九一五　同外三件（瀬戸山三男君紹介）（第二八

九一六　一九号）
同外七件（中垣國男君紹介）（第二八二〇号）
九一七　同外八件（中山榮一君紹介）（第二八二一号）
九一八　同（早川崇君紹介）（第二八二二号）
九一九　同（小渕恵三君紹介）（第二八六〇号）
九二〇　同（大竹太郎君紹介）（第二八六一号）
九二一　同（吉川久衛君紹介）（第二八六二号）
九二二　同（黒金泰美君紹介）（第二八六三号）
九二三　同（倉石忠雄君紹介）（第二八六四号）
九二四　同外六件（小宮山重四郎君紹介）（第二八六五号）
九二五　同外五十六件（砂原格君紹介）（第二八六六号）
九二六　同外四件（田村良平君紹介）（第二八六七号）
九二七　同（谷垣專一君紹介）（第二八六八号）
九二八　同外三件（羽田武嗣郎君紹介）（第二八六九号）
九二九　同外十件（長谷川四郎君紹介）（第二八七〇号）
九三〇　同外十件（八田貞義君紹介）（第二八七一号）
九三一　療術の新規開業制度に関する請願（赤城宗徳君紹介）（第二七四五号）
九三二　同（永田亮一君紹介）（第二七四六号）
九三三　健康保険制度改善に関する請願（和田耕作君紹介）（第二七四七号）
九三四　同（山本政弘君紹介）（第二八二三号）
九三五　同外一件（佐藤觀次郎君紹介）（第二八七二号）
九三六　日雇労働者健康保険制度の存続及び給付内容改善に関する請願（大竹太郎君紹介）（第二七七九号）
九三七　保育所予算の確保に関する請願（池田清志君紹介）（第二七八二号）
九三八　はり、きゅう治療費の患者負担軽減に関する請願（池田清志君紹介）（第二七八三号）
九三九　あんま師等の社会保険施術に関する請願（池田清志君紹介）（第二七八四号）
九四〇　社会福祉事業法等の一部改正に関する請願（大久保武雄君紹介）（第二八二八号）
九四一　衛生検査技師法の一部改正に関する請願外一件（八田貞義君紹介）（第二八七六号）
九四二　季節労働者に対する失業保険の改悪反対に関する請願外一件（横山利秋君紹介）（第二八七七号）
九四三　全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願（太田一夫君紹介）（第二九三二号）
九四四　同（井上普方君紹介）（第三〇五八号）
九四五　同（黒田壽男君紹介）（第三〇五九号）
九四六　日雇労働者健康保険の廃止反対等に関する請願外百二十五件（板川正吾君紹介）（第二九三三号）
九四七　同外一件（太田一夫君紹介）（第二九三四号）
九四八　同（神門至馬夫君紹介）（第二九三五号）
九四九　同（金丸徳重君紹介）（第三〇一五号）
九五〇　同外四十九件（八木一男君紹介）（第三〇一六号）
九五一　同（横山利秋君紹介）（第三〇一七号）
九五二　同外百六十一件（板川正吾君紹介）（第三〇六〇号）
九五三　同（太田一夫君紹介）（第三〇六一号）
九五四　同（木原実君紹介）（第三〇六二号）
九五五　同（野間千代三君紹介）（第三〇六三号）
九五六　同外四十三件（八木一男君紹介）（第三〇六四号）
九五七　健康保険制度改善に関する請願外一件（佐藤觀次郎君紹介）（第二九三六号）
九五八　同（帆足計君紹介）（第二九三七号）
九五九　同外一件（佐藤觀次郎君紹介）（第三〇一八号）
九六〇　失業保険、労災保険制度改悪反対等に関する請願（山田耻目君紹介）（第二九三八号）
九六一　各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願外二十一件（池田清志君紹介）（第二九三九号）
九六二　同（稲村左近四郎君紹介）（第二九四〇号）
九六三　同外一件（宇野宗佑君紹介）（第二九四一号）
九六四　同（大坪保雄君紹介）（第二九四二号）
九六五　同（金丸信君紹介）（第二九四三号）
九六六　同（坂本三十次君紹介）（第二九四四号）
九六七　同外三件（砂原格君紹介）（第二九四五号）
九六八　同外二件（田村良平君紹介）（第二九四六号）
九六九　同（谷垣專一君紹介）（第二九四七号）
九七〇　同外百四件（永山忠則君紹介）（第二九四八号）
九七一　同（丹羽久章君紹介）（第二九四九号）
九七二　同（丹羽喬四郎君紹介）（第二九五〇号）
九七三　同外十一件（丹羽兵助君紹介）（第二九五一号）
九七四　同外四件（古内広雄君紹介）（第三〇二四号）
九七五　衛生検査技師法の一部改正に関する請願（楯兼次郎君紹介）（第三〇一九号）
九七六　医療保険制度改悪反対に関する請願（帆足計君紹介）（第三〇二〇号）
九七七　同（小濱新次君紹介）（第三〇七三号）
九七八　同（島口重次郎君紹介）（第三〇七四号）
九七九　同（島本虎三君紹介）（第三〇七五号）
九八〇　同（野間千代三君紹介）（第三〇七六号）
九八一　同（伏木和雄君紹介）（第三〇七七号）
九八二　健康保険制度の改悪反対に関する請願（森義視君紹介）（第三〇二一号）
九八三　健康保険制度改悪反対に関する請願（森義視君紹介）（第三〇二二号）
九八四　同外四件（八木一男君紹介）（第三〇二三号）
九八五　同（近江巳記夫君紹介）（第三〇六五号）
九八六　同（沖本泰幸君紹介）（第三〇六六号）
九八七　同（北側義一君紹介）（第三〇六七号）
九八八　同（鈴切康雄君紹介）（第三〇六八号）
九八九　同（中野明君紹介）（第三〇六九号）
九九〇　同（野間千代三君紹介）（第三〇七〇号）
九九一　同（広沢直樹君紹介）（第三〇七一号）
九九二　同（森義視君紹介）（第三〇七二号）
九九三　栄養士法第五条の二改正に関する請願（菊池義郎君紹介）（第三〇五二号）
九九四　健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案反対に関する請願（島本虎三君紹介）（第三〇七八号）
九九五　生活保護制度改善に関する請願（中澤茂一君紹介）（第三〇七九号）
九九六　各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願外一件（天野光晴君紹介）（第三一四〇号）
九九七　同（稲村左近四郎君紹介）（第三一四一号）
九九八　同外三件（宇野宗佑君紹介）（第三一四二号）
九九九　同外一件（内田常雄君紹介）（第三一四三号）
一〇〇〇　同（大竹太郎君紹介）（第三一四四号）
一〇〇一　同（大橋武夫君紹介）（第三一四五号）
一〇〇二　同外十一件（仮谷忠男君紹介）（第三一四六号）
一〇〇三　同（北澤直吉君紹介）（第三一四七号）
一〇〇四　同（草野一郎平君紹介）（第三一四八号）
一〇〇五　同（倉石忠雄君紹介）（第三一四九号）
一〇〇六　同外一件（河野洋平君紹介）（第三一五〇号）
一〇〇七　同外三件（正示啓次郎君紹介）（第三一五一号）
一〇〇八　同外三件（田村良平君紹介）（第三一五

二号）
一〇〇九　同（谷垣專一君紹介）（第三一五三号）
一〇一〇　同外五十八件（谷川和穆君紹介）（第三一五四号）
一〇一一　同（中馬辰猪君紹介）（第三一五五号）
一〇一二　同外十一件（床次徳二君紹介）（第三一五六号）
一〇一三　同外五十二件（永山忠則君紹介）（第三一五七号）
一〇一四　同（羽田武嗣郎君紹介）（第三一五八号）
一〇一五　同外二件（細田吉蔵君紹介）（第三一五九号）
一〇一六　同外五件（三ッ林弥太郎君紹介）（第三一六〇号）
一〇一七　同外五件（山口敏夫君紹介）（第三一六一号）
一〇一八　同（山下元利君紹介）（第三一六二号）
一〇一九　同外七件（山中貞則君紹介）（第三一六三号）
一〇二〇　同（井出一太郎君紹介）（第三三一八号）
一〇二一　同外六件（稲葉修君紹介）（第三三一九号）
一〇二二　同（中馬辰猪君紹介）（第三三二〇号）
一〇二三　同外十一件（床次徳二君紹介）（第三三二一号）
一〇二四　同（野田武夫君紹介）（第三三二二号）
一〇二五　同外二十一件（長谷川峻君紹介）（第三三二三号）
一〇二六　同外十四件（橋口隆君紹介）（第三三二四号）
一〇二七　療術の新規開業制度に関する請願（佐々木良作君紹介）（第三一九四号）
一〇二八　同（渡辺肇君紹介）（第三一九五号）
一〇二九　衛生検査技師法の一部改正に関する請願（金子一平君紹介）（第三一九六号）
一〇三〇　同（古屋亨君紹介）（第三一九七号）
一〇三一　同（穂積七郎君紹介）（第三一九八号）
一〇三二　同（横山利秋君紹介）（第三一九九号）
一〇三三　栄養士法第五条の二改正に関する請願（倉石忠雄君紹介）（第三二〇〇号）
一〇三四　同外一件（稲葉修君紹介）（第三三一七号）
一〇三五　季節労働者に対する失業保険の改悪反対に関する請願（横山利秋君紹介）（第三二〇一号）
一〇三六　健康保険制度改悪反対に関する請願（加藤万吉君紹介）（第三二〇二号）
一〇三七　同外三件（久保田鶴松君紹介）（第三二〇三号）
一〇三八　同（島本虎三君紹介）（第三二〇四号）
一〇三九　同（高田富之君紹介）（第三二〇五号）
一〇四〇　同（門司亮君紹介）（第三二〇六号）
一〇四一　全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願（島上善五郎君紹介）（第三二〇七号）
一〇四二　同（畑和君紹介）（第三二〇八号）
一〇四三　同（吉田之久君紹介）（第三二〇九号）
一〇四四　同（山花秀雄君紹介）（第三二一〇号）
一〇四五　医療保険制度改悪反対に関する請願（麻生良方君紹介）（第三二一一号）
一〇四六　同外一件（曽弥益君紹介）（第三二一二号）
一〇四七　同外三十一件（塚本三郎君紹介）（第三二一三号）
一〇四八　同外一件（門司亮君紹介）（第三二一四号）
一〇四九　日雇労働者健康保険の廃止反対等に関する請願（東海林稔君紹介）（第三二一五号）
一〇五〇　同外三件（門司亮君紹介）（第三二一六号）
一〇五一　同（広沢賢一君紹介）（第三二一七号）
一〇五二　同（福岡義登君紹介）（第三二一八号）
一〇五三　健康保険制度改善に関する請願外三件（佐藤觀次郎君紹介）（第三二一九号）
一〇五四　同外八件（広沢賢一君紹介）（第三二二〇号）
一〇五五　健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案反対に関する請願（林百郎君紹介）（第三三三四号）
一〇五六　健康保険制度改善に関する請願（井岡大治君紹介）（第三三五八号）
一〇五七　同（河野正君紹介）（第三五八二号）
一〇五八　健康保険制度改悪反対に関する請願（井上普方君紹介）（第三三五九号）
一〇五九　同外一件（大出俊君紹介）（第三三六〇号）
一〇六〇　同（久保田鶴松君紹介）（第三三六一号）
一〇六一　同外一件（河野密君紹介）（第三三六二号）
一〇六二　（同佐々栄三郎君紹介）（第三三六三号）
一〇六三　同（島本虎三君紹介）（第三三六四号）
一〇六四　同外二件（成田知巳君紹介）（第三三六五号）
一〇六五　同（山本幸一君紹介）（第三三六六号）
一〇六六　同（神門至馬夫君紹介）（第三五七五号）
一〇六七　同（鈴木一君紹介）（第三五七六号）
一〇六八　同外一件（門司亮君紹介）（第三五七七号）
一〇六九　同（森義視君紹介）（第三五七八号）
一〇七〇　日雇労働者健康保険の廃止反対等に関する請願外九十五件（板川正吾君紹介）（第三三六七号）
一〇七一　同外一件（大出俊君紹介）（第三三六八号）
一〇七二　同外二件（河野密君紹介）（第三三六九号）
一〇七三　同外二件（中井徳次郎君紹介）（第三三七〇号）
一〇七四　同外三十二件（八木一男君紹介）（第三三七一号）
一〇七五　同外七十四件（八木一男君紹介）（第三五八八号）
一〇七六　全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願（大出俊君紹介）（第三三七二号）
一〇七七　同（木原実君紹介）（第三三七三号）
一〇七八　同外六件（河野密君紹介）（第三三七四号）
一〇七九　同（佐野進君紹介）（第三三七五号）
一〇八〇　同（島本虎三君紹介）（第三三七六号）
一〇八一　同外八十五件（成田知巳君紹介）（第三三七七号）
一〇八二　同（長谷川正三君紹介）（第三三七八号）
一〇八三　同（原茂君紹介）（第三三七九号）
一〇八四　同（平林剛君紹介）（第三三八〇号）
一〇八五　季節労働者に対する失業保険の改悪反対に関する請願（横山利秋君紹介）（第三三八一号）
一〇八六　同（横山利秋君紹介）（第三五八九号）
一〇八七　衛生検査技師法の一部改正に関する請願（太田一夫君紹介）（第三三八二号）
一〇八八　同（佐藤觀次郎君紹介）（第三三八三号）
一〇八九　同（楯兼次郎君紹介）（第三三八四号）
一〇九〇　各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願（伊能繁次郎君紹介）（第三三八五号）
一〇九一　同外二件（小川平二君紹介）（第三三八六号）
一〇九二　同外三件（大久保武雄君紹介）（第三三八七号）
一〇九三　同外三件（仮谷忠男君紹介）（第三三八八号）
一〇九四　同（瀬戸山三男君紹介）（第三三八九号）
一〇九五　同外二件（田村良平君紹介）（第三三九〇号）
一〇九六　同（高橋清一郎君紹介）（第三三九一号）
一〇九七　同（竹内黎一君紹介）（第三三九二号）
一〇九八　同（竹下登君紹介）（第三三九三号）
一〇九九　同外十一件（千葉三郎君紹介）（第三三九四号）
一一〇〇　同（塚田徹君紹介）（第三三九五号）
一一〇一　同（渡辺肇君紹介）（第三三九六号）
一一〇二　同外三件（青木正久君紹介）（第三五六二号）

一一〇三　同(赤城宗徳君紹介)(第三五六三号)
一一〇四　同外一件(川野芳滿君紹介)(第三五六四号)
一一〇五　同外二件(齋藤邦吉君紹介)(第三五六五号)
一一〇六　同外二件(竹内黎一君紹介)(第三五六六号)
一一〇七　同外九件(中垣國男君紹介)(第三五六七号)
一一〇八　同(野田武夫君紹介)(第三五六八号)
一一〇九　健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案反対に関する請願(下平正一君紹介)(第三四二九号)
一一一〇　同(中澤茂一君紹介)(第三四三〇号)
一一一一　同(原茂君紹介)(第三四三一号)
一一一二　同(平等文成君紹介)(第三四三二号)
一一一三　同(小澤貞孝君紹介)(第三五七九号)
一一一四　同(河野正君紹介)(第三五八〇号)
一一一五　同(和田耕作君紹介)(第三五八一号)
一一一六　国民年金事務取扱交付金の増額に関する請願(池田清志君紹介)(第三五一〇号)
一一一七　医療保険制度改悪反対に関する請願(小澤貞孝君紹介)(第三五六九号)
一一一八　同(折小野良一君紹介)(第三五七〇号)
一一一九　同(鈴木一君紹介)(第三五七一号)
一一二〇　同(曾祢益君紹介)(第三五七二号)
一一二一　同(門司亮君紹介)(第三五七三号)
一一二二　同外一件(和田耕作君紹介)(第三五七四号)
一一二三　自閉症児の治療施設整備に関する請願(川野芳滿君紹介)(第三五八二号)
一一二四　戦後長期抑留者の処遇に関する請願(久保三郎君紹介)(第三五八四号)
一一二五　同(菅波茂君紹介)(第三五八五号)
一一二六　健康保険法改悪反対に関する請願(田中武夫君紹介)(第三五八六号)
一一二七　失業保険法の改悪反対に関する請願(門司亮君紹介)(第三五八七号)
一一二八　戦後長期抑留者の処遇に関する請願(臼井莊一君紹介)(第三六七九号)
一一二九　同(小川半次君紹介)(第三八〇二号)
一一三〇　同(久保田円次君紹介)(第三八〇三号)
一一三一　衛生検査技師法の一部改正に関する請願(金子一平君紹介)(第三六八〇号)
一一三二　同(菅波茂君紹介)(第三六八一号)
一一三三　同(村山喜一君紹介)(第三六八二号)
一一三四　同(田中龍夫君紹介)(第三八一〇号)
一一三五　各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願外十九件(上林山榮吉君紹介)(第三六八三号)
一一三六　同外二件(井出一太郎君紹介)(第三六八四号)
一一三七　同(吉川久衛君紹介)(第三六八五号)
一一三八　同(澁谷直藏君紹介)(第三六八六号)
一一三九　同(田村良平君紹介)(第三六八七号)
一一四〇　同(中馬辰猪君紹介)(第三六八八号)
一一四一　同外一件(羽田武嗣郎君紹介)(第三六八九号)
一一四二　同外一件(古井喜實君紹介)(第三六九〇号)
一一四三　同(渡辺美智雄君紹介)(第三六九一号)
一一四四　同外十件(赤澤正道君紹介)(第三七九一号)
一一四五　同外一件(秋田大助君紹介)(第三七九二号)
一一四六　同外十九件(荒船清十郎君紹介)(第三七九三号)
一一四七　同(吉川久衛君紹介)(第三七九四号)
一一四八　同(坂田英一君紹介)(第三七九五号)
一一四九　同(田村良平君紹介)(第三七九六号)
一一五〇　同外十五件(谷川和穗君紹介)(第三七九七号)
一一五一　同外七件(永山忠則君紹介)(第三七九八号)
一一五二　同(長谷川峻君紹介)(第三七九九号)
一一五三　同外二件(福家俊一君紹介)(第三八〇〇号)
一一五四　同外一件(森田重次郎君紹介)(第三八〇一号)
一一五五　日雇労働者健康保険の廃止反対等に関する請願外二件(神近市子君紹介)(第三六九二号)
一一五六　同外二十八件(八木一男君紹介)(第三六九三号)
一一五七　同(福岡義登君紹介)(第三八一一号)
一一五八　健康保険制度改悪反対に関する請願外五件(川村継義君紹介)(第三六九四号)
一一五九　同外百八十一件(八木一男君紹介)(第三六九五号)
一一六〇　同外一件(山本政弘君紹介)(第三六九六号)
一一六一　同(石橋政嗣君紹介)(第三八二〇号)
一一六二　同(稲村隆一君紹介)(第三八二一号)
一一六三　同(江田三郎君紹介)(第三八二二号)
一一六四　同外一件(加藤清二君紹介)(第三八二三号)
一一六五　同(成田知巳君紹介)(第三八二四号)
一一六六　同(勝間田清一君紹介)(第三八二五号)
一一六七　同外一件(河野正君紹介)(第三八二六号)
一一六八　同(神門至馬夫君紹介)(第三八二七号)
一一六九　同(曾祢益君紹介)(第三八二八号)
一一七〇　同(中澤茂一君紹介)(第三八二九号)
一一七一　同(中谷鉄也君紹介)(第三八三〇号)
一一七二　同(安井吉典君紹介)(第三八三一号)
一一七三　同外一件(柳田秀一君紹介)(第三八三二号)
一一七四　同外一件(山口鶴男君紹介)(第三八三三号)
一一七五　同(山田耻目君紹介)(第三八三四号)
一一七六　医療保険制度改悪反対に関する請願(佐々木更三君紹介)(第三六九七号)
一一七七　同外一件(山本政弘君紹介)(第三六九八号)
一一七八　同外三件(井岡大治君紹介)(第三八一二号)
一一七九　同外二件(久保田鶴松君紹介)(第三八一三号)
一一八〇　同(阪上安太郎君紹介)(第三八一四号)
一一八一　同外二件(中嶋英夫君紹介)(第三八一五号)
一一八二　同(成田知巳君紹介)(第三八一六号)
一一八三　同(平林剛君紹介)(第三八一七号)
一一八四　同(山内広君紹介)(第三八一八号)
一一八五　同外一件(米田東吾君紹介)(第三八一九号)
一一八六　失業保険、労災保険制度改悪反対等に関する請願外二件(山本政弘君紹介)(第三六九九号)
一一八七　健康保険法改悪反対に関する請願(井岡大治君紹介)(第三八〇四号)
一一八八　同(佐野進君紹介)(第三八〇五号)
一一八九　全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願(久保三郎君紹介)(第三八〇六号)
一一九〇　同外一件(玉置一徳君紹介)(第三八〇七号)
一一九一　一酸化炭素中毒患者に対する特別法制定に関する請願(神門至馬夫君紹介)(第三八〇八号)
一一九二　全国全産業一律最低賃金制及び医療保障の確立等に関する請願(神門至馬夫君紹介)(第三八〇九号)
一一九三　国有林労働者の労働条件改善に関する請願(森義視君紹介)(第三八三五号)
一一九四　各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願外二件(青木正久君紹介)(第三八八〇号)
一一九五　同外二件(小笠公韶君紹介)(第三八八一号)
一一九六　同(大野市郎君紹介)(第三八八二号)
一一九七　同外二十二件(奥野誠亮君紹介)(第三八八三号)
一一九八　同外一件(仮谷忠男君紹介)(第三八八

四号）
一一九九　同外一件（倉成正君紹介）（第三八八五号）
一二〇〇　同外一件（千葉三郎君紹介）（第三八八六号）
一二〇一　同（塚田徹君紹介）（第三八八七号）
一二〇二　同外五件（塚原俊郎君紹介）（第三八八八号）
一二〇三　同外三件（辻寛一君紹介）（第三八八九号）
一二〇四　同外六件（中垣國男君紹介）（第三八九〇号）
一二〇五　同外一件（丹羽久章君紹介）（第三八九一号）
一二〇六　同外十九件（池田清志君紹介）（第四一〇八号）
一二〇七　同外二件（上村千一郎君紹介）（第四一〇九号）
一二〇八　同（大久保武雄君紹介）（第四一一〇号）
一二〇九　同外一件（大坪保雄君紹介）（第四一一一号）
一二一〇　同（大野市郎君紹介）（第四一一二号）
一二一一　同外四件（鍛冶良作君紹介）（第四一一三号）
一二一二　同外一件（金子岩三君紹介）（第四一一四号）
一二一三　同外八件（久野忠治君紹介）（第四一一五号）
一二一四　同外二件（小平久雄君紹介）（第四一一六号）
一二一五　同外十一件（正力松太郎君紹介）（第四一一七号）
一二一六　同（田村良平君紹介）（第四一一八号）
一二一七　同（竹内黎一君紹介）（第四一一九号）
一二一八　同外十七件（増田甲子七君紹介）（第四一二〇号）
一二一九　同（植木庚子郎君紹介）（第四一九三号）
一二二〇　ハンセン氏病患者に対する障害年金の支給要件緩和等に関する請願（谷口善太郎君紹介）（第三九三三号）
一二二一　衛生検査技師法の一部改正に関する請願（赤路友藏君紹介）（第三九三四号）
一二二二　同（大柴滋夫君紹介）（第三九三五号）
一二二三　同（岡本隆一君紹介）（第三九三六号）
一二二四　同（金子一平君紹介）（第三九三七号）
一二二五　同（斉藤正男君紹介）（第三九三八号）
一二二六　同（永末英一君紹介）（第三九三九号）
一二二七　同（柳田秀一君紹介）（第三九四〇号）
一二二八　同（玉置一徳君紹介）（第四一二三号）
一二二九　引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願（荒船清十郎君紹介）（第三九四一号）
一二三〇　戦後長期抑留者の処遇に関する請願（一萬田尚登君紹介）（第三九四二号）
一二三一　同（關谷勝利君紹介）（第三九四三号）
一二三二　同（小山省二君紹介）（第四一一二号）
一二三三　身体障害者の福祉強化に関する請願（吉田之久君紹介）（第三九四四号）
一二三四　医療保険制度改悪反対に関する請願外三件（大出俊君紹介）（第三九四六号）
一二三五　同（佐々木更三君紹介）（第三九四七号）
一二三六　同（阪上安太郎君紹介）（第三九四八号）
一二三七　同外一件（島本虎三君紹介）（第三九四九号）
一二三八　同（多賀谷眞稔君紹介）（第三九五〇号）
一二三九　同（野間千代三君紹介）（第三九五一号）
一二四〇　同（松本善明君紹介）（第三九五二号）
一二四一　同（河村勝君紹介）（第四一三〇号）
一二四二　同外三件（西風勲君紹介）（第四一三一号）
一二四三　同（麻生良方君紹介）（第四一三二号）
一二四四　戦没者遺骨収集促進に関する請願（床次徳二君紹介）（第三九五三号）
一二四五　同外九件（村上勇君紹介）（第四一二四号）
一二四六　日雇労働者健康保険の廃止反対等に関する請願外三百三十二件（安宅常彦君紹介）（第三九五四号）
一二四七　同（大柴滋夫君紹介）（第三九五五号）
一二四八　同（田代文久君紹介）（第三九五六号）
一二四九　同（野間千代三君紹介）（第三九五七号）
一二五〇　同（林百郎君紹介）（第三九五八号）
一二五一　同外一件（広沢賢一君紹介）（第三九五九号）
一二五二　同（帆足計君紹介）（第三九六〇号）
一二五三　同（松本善明君紹介）（第三九六一号）
一二五四　同外七十八件（八木一男君紹介）（第三九六二号）
一二五五　同（島上善五郎君紹介）（第四一二九号）
一二五六　全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願（淡谷悠藏君紹介）（第三九六三号）
一二五七　同（江田三郎君紹介）（第三九六四号）
一二五八　同（板川正吾君紹介）（第三九六五号）
一二五九　同（川上貫一君紹介）（第三九六六号）
一二六〇　同（田邊誠君紹介）（第三九六七号）
一二六一　同外六件（八木一男君紹介）（第三九六八号）
一二六二　同（小平忠君紹介）（第四一二八号）
一二六三　季節労働者に対する失業保険の改悪反対に関する請願（川上貫一君紹介）（第三九六九号）
一二六四　失業保険、労災保険制度改悪反対等に関する請願（谷口善太郎君紹介）（第三九七〇号）
一二六五　健康保険制度改悪反対に関する請願外六件（安宅常彦君紹介）（第三九七一号）
一二六六　同（大出俊君紹介）（第三九七二号）
一二六七　同（大柴滋夫君紹介）（第三九七三号）
一二六八　同（河野正君紹介）（第三九七四号）
一二六九　同外四件（久保田鶴松君紹介）（第三九七五号）
一二七〇　同（佐々木更三君紹介）（第三九七六号）
一二七一　同（島本虎三君紹介）（第三九七七号）
一二七二　同（田代文久君紹介）（第三九七八号）
一二七三　同（田邊誠君紹介）（第三九七九号）
一二七四　同（谷口善太郎君紹介）（第三九八〇号）
一二七五　同（野間千代三君紹介）（第三九八一号）
一二七六　同（林百郎君紹介）（第三九八二号）
一二七七　同（松本善明君紹介）（第三九八三号）
一二七八　同（門司亮君紹介）（第三九八四号）
一二七九　同外十七件（八木一男君紹介）（第三九八五号）
一二八〇　同（鈴木一君紹介）（第四一三三号）
一二八一　同（戸叶里子君紹介）（第四一三四号）
一二八二　同外二件（和田耕作君紹介）（第四一三五号）
一二八三　療術の新規開業制度に関する請願（稲村隆一君紹介）（第三九八六号）
一二八四　栄養士法第五条の二改正に関する請願（石橋政嗣君紹介）（第四一二一号）
一二八五　健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案反対に関する請願（吉田泰造君紹介）（第四一二五号）
一二八六　同（西風勲君紹介）（第四一二六号）
一二八七　国立病院、療養所の医師等増員に関する請願外一件（石橋政嗣君紹介）（第四一二七号）

◆◆◆

○川野委員長　これより会議を開きます。

内閣提出の児童福祉法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案に対する質疑は終局いたします。

○川野委員長　ただいま委員長の手元に、世耕政隆君、田邊誠君、田畑金光君及び大橋敏雄君から、本案に対する修正案が提出されております。

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する修正案

児童福祉法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十二年六月一日」を「公布の日」に改める。

○川野委員長　修正案の趣旨の説明を聴取いたします。世耕政隆君。

○世耕委員　私は、ただいま議題となっております児童福祉法の一部を改正する法律案に対する自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党四派共同提案にかかる修正案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

お手元に修正案が配付してありますので、朗読は省略いたします。

要旨は、施行期日を修正しようとするものでございます。

何とぞ委員各位の賛成をお願いいたします。

（拍手）

○川野委員長　修正案について御発言はありませんか。

○川野委員長　御発言がなければ、これより児童福祉法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に対するのでありますが、別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○川野委員長　この際、世耕政隆君、田邊誠君、田畑金光君及び大橋敏雄君より、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨説明を求めます。田邊誠君。

○田邊委員　児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の提案説明をいたします。

案文は、各委員に配付をしたとおりでございます。

以上をもって終わります。（拍手）

〔参照〕

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

わが国の心身障害児（者）対策は、先進国にくらべてかなり立ち遅れている現状にかんがみ、政府は、左記の事項につき適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一、児童憲章の精神に基づき、心身に障害をもつ児童のすべてを対象とする総合的な心身障害児福祉施策を確立すること。

一、重症心身障害児施設の入所児童の選定にあたっては、重度の精神薄弱があって、家庭内療育はもとより、重度の精神薄弱児を収容する精神薄弱児施設において、集団生活指導が不可能と考えられるもの及びリハビリテーションが困難な身体障害があり、家庭内療育はもとより、肢体不自由児施設において療育することが不適当と考えられる等、従来、重症心身障害児施設の入所対象としたものをも含めて、配慮するよう努めること。

一、特に対策の立ち遅れが目立っている進行性筋萎縮症児については、その特殊性にかんがみ、重症心身障害児に準ずる取扱いを行なうとともに、これら施設の増設整備をいそぐこと。

一、自閉症児についての啓蒙と治療、教育、養護については、さらに検討を加え、対策を早急に樹立すること。

一、重症心身障害児施設の増設に伴ない、その職員の確保には万全を期すること。

一、国はすみやかに、これら児童の発生予防および治療のため、調査研究機関を設置し、十分な経費を計上するなど、適切な対策について積極的な努力をはらうこと。

一、保育所等の児童福祉施設の大幅な増設を図ること。

○川野委員長　本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、さよう決しました。

○川野委員長　次に、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案及び国民年金法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。

両案に対する質疑の申し出はありません。

○川野委員長　ただいま委員長の手元に、世耕政隆君、田邊誠君、田畑金光君及び大橋敏雄君より、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する修正案並びに国民年金法の一部を改正する法律案に対する修正案が、それぞれ提出されております。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する修正案

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条ただし書中「、第一条中児童扶養手当法第十条の改正規定（「四十九万円」を「五十七万円」に改める部分を除く。）及び第二条中特別児童扶養手当法第九条の改正規定（「四十九万円」を「五十七万円」に改める部分を除く。）は昭和四十三年一月一日から」を削り、「昭和四十三年一月一日」を「、昭和四十三年一月一日」に改める。

国民年金法の一部を改正する法律案に対する修正案

国民年金法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条ただし書中「、第六十六条第一項の改正規定（「四十九万円」を「五十七万円」に改める部分を除く。）は昭和四十二年六月一日から」を削り、「昭和四十三年一月一日」を「、昭和四十三年一月一日」に改める。

○川野委員長　両修正案の趣旨の説明を聴取いたします。世耕政隆君。

○世耕委員　私は、ただいま議題となっております児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案並びに国民年金法の一部を改正する法律案に対する自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党四派共同提案にかかる修正案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

お手元に修正案が配付してありますので、朗読は省略いたしますが、要旨は、いずれも施行期日を修正しようとするものであります。

何とぞ委員各位の賛成をお願いいたします。

（拍手）

○川野委員長　両修正案について御発言はありませんか。

○川野委員長　なければ、両案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのでありますが、

別に討論の申し出もありませんので、これより順次採決いたします。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

次に、国民年金法の一部を改正する法律案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、国民年金法の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

○川野委員長　この際、世耕政隆君、田邊誠君、田畑金光君及び大橋敏雄君より、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案並びに国民年金法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議がそれぞれ提出されております。

その趣旨説明を求めます。田邊誠君。

○田邊委員　ただいま提案をいたしました二案に対する附帯決議案は、各委員に配付したとおりでございます。

以上、提案申し上げます。

〔参照〕

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、母子家庭の福祉及び重度の障害児の福祉を増進するため、左記事項につきすみやかに実現するよう努力すること。

一、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額を、さらに大幅に引き上げること。

二、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の所得制限をさらに大幅に緩和すること。

三、特別児童扶養手当は、公的年金と併給すること。

四、特別児童扶養手当の支給事由となる障害の範囲を拡大すること。

五、父母の死別、生別の如何を問わず、母子家庭の援護に差別をつけないようにすること。

六、児童手当に関する法律を、昭和四十三年度から実施するよう努力すること。

国民年金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は国民年金制度の重要性にかんがみ、左記事項につき、速やかに実現するよう検討努力すべきである。

1. 各年金の年金額を大幅に引上げること。
2. 老齢年金、老齢福祉年金の支給開始年齢を引下げること。
3. 福祉年金の給付制限を大幅に緩和すること。
4. 年金額、保険料、給付要件、受給対象等すべての面において、社会保障の精神に従って改善すること。
5. 右の実現のため、大幅な国庫支出を行なうこと。
6. 拠出年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映できるようにし、被保険者の福祉のため運用する部分を大幅に拡充すること。

特に左の具体的事項については、可及的速やかに実現をはかるべきである。

1. 老齢福祉年金額を大幅に引上げ、他の福祉年金額も右にならって大幅に引上げること。
2. 老齢福祉年金受給年齢を明年度より段階的に引下げること。
3. 老齢福祉年金の夫婦受給制限を撤廃すること。
4. 各種福祉年金制度の所得制限の限度額を大幅に引上げること。

尚福祉年金受給権者になったものに対しては、前項の所得に大幅の変動がない限り、一定期間支給制限をしない様検討すること。

5. 障害福祉年金の現在の受給資格より障害の程度の低いものに対し、二級障害福祉年金制度をつくること。
6. 母子福祉年金の多子加算等、子に対する扶養加算を大幅に増額すること。
7. 公的年金制度について、年金のスライド制を確立すること。
8. 年金加入前の障害についても、拠出制年金の支給対象とすること。
9. 保険料の免除を受けたものの年金給付については、更に優遇の措置を講ずること。
10. 事務費について、必要額を十分確保すること。
11. 附加年金制度の実現について検討を行なうこと。

○川野委員長　順次採決いたします。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案に附帯決議を付するの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、さよう決しました。

次に、国民年金法の一部を改正する法律案に附帯決議を付するの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、さよう決しました。

○川野委員長　内閣提出の精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案及び環境衛生金融公庫法案の三案を議題とし、審査を進めます。

精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案

精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律

精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「入所させ」を「入所させて、その援護を行ない」に、「紹介する」を「その援護を委託する」に改め、同条第四項中「、若しくは紹介し」を削る。

第十八条を次のように改める。

(施設の種類)

第十八条　精神薄弱者援護施設の種類は、次のとおりとする。

一　精神薄弱者更生施設

二　精神薄弱者授産施設

2　精神薄弱者更生施設は、十八歳以上の精神薄弱者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行なうことを目的とする施設とする。

3　精神薄弱者授産施設は、十八歳以上の精神薄弱者であって、雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行なうとともに

に、職業を与えて自活させることを目的とする施設とする。

第二十条の見出しを「(措置の受託義務)」に改め、同条中「紹介」を「援護の委託」に改める。

第二十一条中「、若しくは同号の規定による紹介を受けて」を削り、「同条第二項」を「同号若しくは同条第二項」に改める。

第二十二条第二号中「(第四号に掲げる費用を除く。)」を削り、同条第四号を削る。

第二十三条第三号中「(第五号に掲げる費用を除く。)」を削り、同条第五号を削る。

第二十六条第一項第一号中「第十六条第二項」を「第十六条第一項第二号及び同条第二項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第十六条第二項」を「第十六条第一項第二号及び同条第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を削る。

第二十七条第一項中「精神弱薄者援護施設を設置する」を「第十六条第一項第二号又は同条第二項の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき」に、「当該施設に」を「当該行政措置により精神薄弱者援護施設に」に改め、「以下同じ。」を削り、同条第二項を削る。

附則第八項を附則第十項とし、附則第三項から附則第七項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の二項を加える。

(援護の措置の特例)

3　援護の実施機関は、児童福祉法第六十三条の五の規定による通知に係る児童について、第十六条第一項第二号又は同条第二項の措置をとることができる。

4　前項に規定する児童は、第十条第四項及び第十三条第二項の規定の適用については、十八歳以上の精神薄弱者とみなす。

附　則

(施行期日)

1　この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

(児童福祉法の一部改正)

2　児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の四の次に次の一条を加える。

第六十三条の五　児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち十五歳以上の者について、精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十八条に規定する精神薄弱者援護施設に入所させることが適当であると認めるときは、その旨を同法第九条に規定する援護の実施機関に通知することができる。

(社会福祉事業法の一部改正)

3　社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「精神薄弱者援護施設」を「精神薄弱者更生施設又は精神薄弱者授産施設」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置)

4　この法律の施行の際現に社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて前項の規定による改正前の同法第二条第二項第四号に規定する事業を経営している者は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する事業に関し、同法第五十七条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けたものとみなす。

一　当該事業が精神薄弱者授産施設を経営する事業に相当する場合　精神薄弱者授産施設を経営する事業

二　その他の場合　精神薄弱者更生施設を経営する事業

理　由

精神薄弱者福祉対策を強化するため、援護の実施機関が、従来の紹介の措置にかえて、他の地方公共団体の設置する精神薄弱者援護施設に精神薄弱者の援護を委託することができることとするとともに、十五歳以上の精神薄弱児についても、児童相談所長から通知を受けたときは、精神薄弱者援護施設に入所の措置をとることができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法の一部を改正する法律

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

第一条中「福祉を図ること」を「生活の安定に寄与する等その福祉の増進を図ること」に改める。

第三条を次のように改める。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第三条　国及び地方公共団体は、身体障害者に対する更生の援助と更生のために必要な保護の実施に努めなければならない。

2　国民は、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参与しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第五条第一項中「ろうあ者更生施設、身体障害者収容授産施設」を「ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者授産施設」に改める。

第一章中第十二条の二の次に次の一条を加える。

(身体障害者相談員)

第十二条の三　都道府県知事は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行なうことを、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2　前項の規定により委託を受けた者は、身体障害者相談員と称する。

3　身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行なうに当たつては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

第十六条第二項第二号中「第二十一条の十一第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第十八条第一項第三号中「収容又は」を「収容若しくは通所又は」に、「収容し」を「収容し、若しくは通所させ、」に、「紹介すること」を「これらの者を収容し、若しくは通所させることを委託すること」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「又は身体障害者収容授産施設」を「、内部障害者更生施設又は身体障害者授産施設」に、「身体障害者の収容」を「身体障害者を収容し、又は通所させること」に改め、同項第二号中「収容」を「収容し、又は通所させること」に改める。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。

(身体障害者家庭奉仕員による世話)

第二十一条の三　市町村は、社会福祉法人その他の団体に対して、身体上の障害のため日常生活を営むのに著しく支障のある身体障害者の家庭に身体障害者家庭奉仕員(身体障害者の家庭を訪問して身体障害者の日常生活上の世話を行なう者をいう。)を派遣してその日常生活上の世話を行なわせることを委託することができる。

第二十七条第二項中「、厚生大臣の認可を受けて」を削る。

第二十八条の二を次のように改める。

(措置の受託義務)

第二十八条の二　身体障害者更生援護施設は、援護の実施機関から第十八条第一項第三号又は第二項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第二十九条及び第三十条中「収容し」の下に「、又は通所させて」を加える。

第三十条の二(見出しを含む。)中「ろうあ者更生施設」を「ろうあ者更生施設」に、「ろうあ者を収容し」を「ろうあ者を収容し、又は通所させて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(内部障害者更生施設)

第三十条の三　内部障害者更生施設は、心臓又は呼吸器の機能に障害のある者を収容し、又は通所させて、医学的管理の下に、その更生に必要な指導及び訓練を行なう施設とする。

第三十一条(見出しを含む。)中「身体障害者収容授産施設」を「身体障害者授産施設」に改め、「収容し」の下に「、又は通所させて」を加える。

第三十五条第二号中「費用」の下に「(国の設置する身体障害者更生援護施設に対し第十八条第一項第三号の規定による委託をした場合において、その委託後に要する費用を除く。)」を加え、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第二十一条の三の規定により市町村が行なう委託に要する費用

第三十六条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第十二条の三の規定により都道府県知事が行なう委託に要する費用

第三十六条第三号中「費用」の下に「(国の設置する身体障害者更生援護施設に対し第十八条第一項第三号の規定による委託をした場合において、その委託後に要する費用を除く。)」を加える。

第三十六条の二中「第十八条第二項」を「第十八条第一項第三号又は第二項」に、「身体障害者の収容」を「身体障害者を収容し、又は通所させること」に改める。

第三十七条の二第四号中「第十八条第二項、第十九条及び」を「第十八条第一項第三号及び第二項、第十九条並びに」に改める。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(福祉の措置の特例)

第四十九条の二　援護の実施機関は、児童福祉法第六十三条の四の規定による通知に係る児童について、第十八条第一項第三号又は第二項の措置をとることができる。

2　前項に規定する児童は、第九条、第九条の二、第十一条の二及び第三十五条から第三十六条の二までの規定の適用については、身体障害者とみなす。

別表に次の一号を加える。

五　心臓又は呼吸器の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

附　則

(施行期日)

1　この法律は、昭和四十二年七月一日から施行する。

(児童福祉法の一部改正)

2　児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の三の次に次の一条を加える。

第六十三条の四　児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた十五歳以上の者について、同法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設に収容し、又は通所させることが適当であると認めるときは、その旨を同法第九条に規定する援護の実施機関に通知することができる。

(厚生省設置法の一部改正)

3　厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五十二号の四中「基準を定め、都道府県に対して身体障害者更生援護施設等の設置を認可し、又はその認可を取り消すこと」を「基準を定めること」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

4　社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「し体不自由者更生施設」を「肢体不自由者更生施設」に、「ろうあ者更生施設又は身体障害者収容授産施設」を「ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設又は身体障害者授産施設」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)

5　社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「及び身体障害者収容授産施設」を「、内部障害者更生施設及び身体障害者授産施設」に改める。

(経過規定)

6　この法律の施行の際現に社会福祉事業等の施設に関する措置法(昭和三十三年法律第百四十二号)第二条の規定により社会福祉法人が国から無償で貸付けを受けた普通財産をその用に供している生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第三項に規定する更生施設が、この法律の施行の日から起算して一箇月以内に更生施設でなくなった場合において、同時に当該施設につきこの法律による改正後の身体障害者福祉法第三十条の三に規定する内部障害者更生施設として同法第十八条第二項の規定による厚生大臣の指定が行なわれ、かつ、当該社会福祉法人が当該普通財産を引き続きその内部障害者更生施設の用に供するときは、当分の間、当該施設を社会福祉事業等の施設に関する措置法第二条第一号に規定する施設とみなす。

理　由

身体障害者対策を強化するため、身体障害者の範囲を拡大し、心臓又は呼吸器の機能に障害のある者に対する福祉の措置の充実を図るとともに、身体障害者相談員の設置及び家庭奉仕員の派遣に関する規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境衛生金融公庫法案

環境衛生金融公庫法

目次

第一章　総則(第一条―第八条)
第二章　役員及び職員(第九条―第十八条)
第三章　業務(第十九条―第二十二条)
第四章　会計(第二十三条―第二十九条)
第五章　監督(第三十条―第三十二条)
第六章　補則(第三十三条・第三十四条)
第七章　罰則(第三十五条―第三十七条)

附則

第一章　総則

(目的)

第一条　環境衛生金融公庫は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に密接な関係のある環境衛生関係の営業について、衛生水準を高め、及び近代化を促進するために必要な資金であって、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通し、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条　この法律において「環境衛生関係営業」とは、次の各号に掲げる営業をいう。

一　食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の規定により許可を受けて営む同法第二十条に規定する営業のうち、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び氷雪販売業

二　理容業(理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の規定により届出をして理容所を開設することをいう。)

三　美容業(美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)の規定により届出をして美容所を開設することをいう。)

四　興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)に規定する興行場営業のうち、映画、演劇又は演芸に係るもの

五　旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)に規定する旅館業

六　公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)に規定する浴場業

七　クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)に規定するクリーニング業

2　この法律において「環境衛生関係営業者」とは、環境衛生関係営業を営む者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　資本の額又は出資の総額が一千万円(政令で定める業種に属する営業を主たる営業とす

る者については、政令で定める金額）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人（政令で定める業種に属する営業を主たる営業とする者については、政令で定める数）以下の会社及び個人

二　環境衛生同業組合若しくは環境衛生同業組合連合会又は特別の法律によつて設立された政令で定めるその他の組合若しくはその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前号に該当する者であるもの

三　次に掲げる者であつて、当該会社の合併若しくは設立又は当該会社に対する出資が環境衛生関係営業における経営規模の適正化等の促進のために特に必要であつたと認められるもののうち、厚生省令、大蔵省令で定める基準に該当するもの（第一号に掲げる者を除く。）

イ　第一号に該当する者（以下「中小営業者」という。）が、他の中小営業者と合併をし、又は他の中小営業者とともに資本の額若しくは出資の総額の三分の二以上の額を出資して設立する会社（合併後存続する会社を含む。）であつて、その合併若しくは設立をした日から三年を経過しないもの

ロ　中小営業者から出資を受けた会社（当該出資を受ける際に中小営業者であつたものに限る。）であつて、その出資を受けた日から三年を経過しないもの

（法人格）

第三条　環境衛生金融公庫（以下「公庫」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条　公庫は、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　公庫の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3　公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第六条　公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第七条　公庫でない者は、環境衛生金融公庫という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第八条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、公庫に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第九条　公庫に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第十条　理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、公庫の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十一条　理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2　理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十二条　役員の任期は、四年とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十三条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十五条　公庫と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。

（職員の任命）

第十六条　公庫の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十七条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（退職手当の支給の基準）

第十八条　公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十九条　公庫は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める資金を貸し付ける業務を行なう。

一　環境衛生関係営業者　次に掲げる施設又は設備（車両を含む。以下同じ。）の設置又は整備（当該施設又は設備の設置又は整備に伴つて必要となる施設の設置又は整備を含む。）に要する資金

イ　当該営業について適正な衛生上の措置を講ずるために必要な施設又は設備

ロ　当該営業の近代化を図るために必要な施設又は設備（当該営業に附随する業務に係るものを含む。）

ハ　当該営業に係る施設を利用して営むことが適当と認められる事業であつて、当該営業の近代化に寄与するものを行なうために必要な施設又は設備

二　環境衛生関係営業者が営む当該営業に使用される者であつて、厚生省令、大蔵省令で定める基準に該当するもの　その者が新たに当該営業と同一の業種に属する営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金

三　環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会その他の者であつて、環境衛生関係営業者の共通の利益を増進するため、これらの営業者の当該営業の用に供する物品の製造、保管、購入等の事業又は当該営業に使用される者の福利厚生の事業を行なうもの　当該事業を行なうために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を行なうに要する資金

四　環境衛生関係営業に関する技術の改善向上のための研究を行なう者　当該研究を行なうために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金

五　理容師又は美容師を養成する事業（理容師法又は美容師法の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。）を行なう者　理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金

2　公庫は、前項に規定する業務のほか、第三十三条第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行なうことができる。

（業務の委託等）

第二十条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2　前項の規定による主務大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第二十一条　公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　貸付金の使途、貸付けの相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に関する事項等貸付けに関する業務の方法

二　業務委託の基準

（事業計画及び資金計画）

第二十二条　公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章　会計

（予算及び決算）

第二十三条　公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の定めるところによる。

（国庫納付金）

第二十四条　公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2　前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3　第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

（借入金）

第二十五条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。

2　前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

（余裕金の運用等）

第二十六条　公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の保有

二　資金運用部への預託

2　公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

（資金の交付等）

第二十七条　公庫は、業務を行なうため必要があるときは、受託金融機関に対し、貸付けに必要な資金を交付することができる。

2　公庫は、業務を行なうため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替とし、又は銀行に預け入れることができる。

（会計帳簿）

第二十八条　公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

（会計検査院の検査）

第二十九条　会計検査院は、必要があると認めるときは、受託金融機関につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章　監督

（監督）

第三十条　公庫は、主務大臣が監督する。

2　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（役員の解任）

第三十一条　主務大臣は、公庫の役員が第十三条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　主務大臣は、公庫の役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二　刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　心身の故障により職務を執ることができないとき。

（報告及び検査）

第三十二条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託金融機関に対して報告を求め、又はその職員に公庫若しくは受託金融機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　補則

（国民金融公庫からの環境衛生関係営業者等に対する貸付けに係る権利義務の承継）

第三十三条　国民金融公庫が第十九条第一項各号に掲げる者に対して行なつた貸付けに係る債権であつて、政令で定めるもの及びこれに附随する権利義務は、政令で定めるところにより、公庫が承継するものとする。

2　前項の規定により、公庫が債権及びこれに附随する権利義務を承継したときは、政府の国民金融公庫への貸付金のうち、政令で定めるものは、その承継の日において国民金融公庫から政府に返済されたものとし、当該返済されたものとされた金額に相当する金額が、その承継の日において政府から公庫に対し貸し付けられたものとする。

（主務大臣）

第三十四条　この法律における主務大臣は、厚生大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第三十二条第一項に規定する主務大臣の権限は、厚生大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第七章　罰則

第三十五条　第三十二条第一項の規定による報告を求められて報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託金融機関の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十六条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第二十六条第二項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

六　第三十条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十七条　第七条の規定に違反して環境衛生金融公庫という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（設立の手続）

2　主務大臣は、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

4　主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

5　設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対して資本金の払込みの請求をしなければならない。

6　設立委員は、資本金の払込みがあつた日（資本金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込みがあつた日）において、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7　附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8　公庫は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

9　公庫が成立したときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を官報で公示しなければならない。

（経過規定）

10　この法律の施行の際現に環境衛生金融公庫という名称を用いている者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

11　環境衛生金融公庫は、第二十条第一項の規定にかかわらず、当分の間、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫に対し、政令で定めるところにより、貸付けに関する業務の全部を委託するものとし、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫は、これを受託するものとする。

12　国民金融公庫、中小企業金融公庫又は商工組合中央金庫は、当分の間、政令で定めるところにより、環境衛生金融公庫から委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行なうものとする。

13　国民金融公庫、中小企業金融公庫又は商工組合中央金庫が環境衛生金融公庫から委託を受けた業務は、当分の間、国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）又は商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の規定の適用については、それぞれ国民金融公庫法第十八条第一項、中小企業金融公庫法第十九条第一項又は商工組合中央金庫法第二十八条第一項に規定する業務とみなす。

14　第二十条第三項の規定は、当分の間、商工組合中央金庫が環境衛生金融公庫から委託を受けた業務をさらに他の金融機関に委託をした場合における当該委託を受けた金融機関の役員又は職員について準用する。

15　環境衛生金融公庫の設立の際現に国民金融公庫の職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第一項の復帰希望職員であるものが、環境衛生金融公庫の設立の日から第三十三条第一項の規定による権利義務の承継の日までの間に、引き続いて環境衛生金融公庫の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして国家公務員共済組合法第百二十四条の二の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「公庫等職員として在職する間」とあるのは「環境衛生金融公庫の職員として在職する間」と、同条第二項中「公庫等職員」とあるのは「環境衛生金融公庫の職員」と、同条第四項中「公庫等」とあるのは「環境衛生金融公庫」と、「当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて」とあるのは「当該復帰希望職員が環境衛生金融公庫の職員となつた日から」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「環境衛生金融公庫の職員」と、「及び公庫等」とあるのは「並びに国民金融公庫及び環境衛生金融公庫」とする。

16　国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する職員であつて、国民金融公庫の職員となるため同法第七条の二第一項に規定する退職をし、かつ、引き続き国民金融公庫の職員として在職するものが、環境衛生金融公庫の設立の日から第三十三条第一項の規定による権利義務の承継の日までの間に、引き続いて環境衛生金融公庫の職員となり、かつ、引き続き環境衛生金融公庫の職員として在職した後引き続いて再び国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法第七条第一項の規定による在職期間の計算及びその者が退職した場合におけるその者に対する同法第三条から第五条までの規定による退職手当の額については、同法第七条の二の規定を準用する。

（所得税法の一部改正）

17　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中簡易保険郵便年金福祉事業団の項の次に次のように加える。

環境衛生金融公庫	環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第　号）

（法人税法の一部改正）

18　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中簡易保険郵便年金福祉事業団の項の次に次のように加える。

環境衛生金融公庫	環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第　号）

（印紙税法の一部改正）

19　印紙税法（昭和四十二年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表第二中簡易保険郵便年金福祉事業団の項の次に次のように加える。

環境衛生金融公庫	環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第　号）

（登録免許税法の一部改正）

20　登録免許税法（昭和四十二年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表第二中簡易保険郵便年金福祉事業団の項の次に次のように加える。

環境衛生金融公庫	環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第　号）

（地方税法の一部改正）

21　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「医療金融公庫」の下に「、環境衛生金融公庫」を加える。

（郵便振替法の一部改正）

22　郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の二中「若しくは中小企業金融公庫」を「、中小企業金融公庫若しくは環境衛生金融公庫」に改める。

（国民金融公庫法の一部改正）

23　国民金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十一条中「七人以内」を「六人以内」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

24　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の六を第六号の七とし、第六号の五の次に次の一号を加える。

六の六　環境衛生金融公庫を監督すること。

（厚生省設置法の一部改正）

25　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三十一号の二を第三十一号の三とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二　環境衛生金融公庫を監督すること。

第九条の二中第二号の次に次の一号を加える。

二の二　環境衛生金融公庫を監督すること。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

26　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次

のように改正する。

第一条第一項中「医療金融公庫」の下に「、環境衛生金融公庫」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

27　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「若しくは医療金融公庫」を「、医療金融公庫若しくは環境衛生金融公庫」に改める。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）

28　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「医療金融公庫」の下に「、環境衛生金融公庫」を加える。

（中小企業信用保険法の一部改正）

29　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は国民金融公庫」を「、国民金融公庫又は環境衛生金融公庫」に改める。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

30　公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び医療金融公庫」を「、医療金融公庫及び環境衛生金融公庫」に改める。

第五条第三項中「債務保証に係る弁済金（北海道東北開発公庫の場合に限る。）」を「債務保証に係る弁済金（国民金融公庫、中小企業金融公庫及び北海道東北開発公庫の場合に限る。）」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

31　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「中小企業信用保険公庫」の下に「、環境衛生金融公庫」を加える。

理　由

国民の日常生活に密接な関係のある環境衛生関係の営業について、衛生水準を高め、及び近代化を促進するために、一般の金融機関が融通することを困難とする資金を融通することを目的とする特別の金融機関を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○川野委員長　提案理由の説明を聴取いたします。厚生大臣坊秀男君。

○坊国務大臣　ただいま議題となりました精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案について、その要旨及び提案の理由を御説明申し上げます。

精神薄弱者の福祉対策の強化につきましては、政府においてはかねてから検討を進めてまいったのでありますが、とりあえず特に緊急を要する精神薄弱者に対する授産事業の強化等の対策を講ずるために、ここに、この法律案を提出した次第であります。

次に、本法案の内容についてその概略を御説明申し上げます。

改正の第一点は、公立の精神薄弱者援護施設の運営費は、措置者たる地方公共団体において支弁すべきこととすることにより、その設置に伴う地方公共団体の財政負担の軽減をはかり、もって公立施設の普及を促進しようというものであります。

改正の第二点は、精神薄弱者援護施設を分けて、精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設の二種類とし、これによって精神薄弱者援護施設における授産事業等の実施の根拠を明らかにしようということであります。

改正の第三点は、児童のうち十五歳以上の者についても、その社会復帰をすみやかならしめるため、必要があるときは精神薄弱者援護施設に入所させることとすることであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及びその内容の概略でありますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第でございます。

次に、ただいま議題となりました身体障害者福祉法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げますが、その内容はお手元に御配付申し上げたとおりでございますから、何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました環境衛生金融公庫法案の提案の理由を御説明申し上げますが、お手元に差し上げましたとおりでございますので、何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○川野委員長　精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案については、質疑の申し出もありません。

○川野委員長　次に、本案を討論に付するのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○川野委員長　次に、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案については、質疑の申し出もありません。

○川野委員長　ただいま委員長の手元に、世耕政隆君、田邊誠君、田畑金光君及び大橋敏雄君より、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案に対する修正案

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十二年七月一日」を「公布の日」に改める。

○川野委員長　修正案の趣旨の説明を聴取いたします。世耕政隆君。

○世耕委員　私は、ただいま議題となっております身体障害者福祉法の一部を改正する法律案に対する自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党、四派共同提案にかかる修正案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

お手元に修正案が配付してありますので、朗読は省略いたしますが、要旨は、施行期日を改めようとするものであります。

何とぞ御賛同をお願いいたします。

○川野委員長　修正案について発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長　発言がなければ、これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、本案は修正議

決すべきものと決しました。

○川野委員長　次に、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案に対する質疑の申し出はありません。

○川野委員長　次に、本案を討論に付するのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○川野委員長　この際、世耕政隆君、田邊誠君、田畑金光君及び大橋敏雄君より、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を求めます。田邊誠君。

○田邊委員　ただいまの同案に対する附帯決議案は、各委員に配付をしたとおりであります。

〔参照〕

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、社会福祉事業の現状にかんがみ、左記事項の実現につき努力すること。

一、社会福祉施設の不足を解消するため、要収容者(児)の実態を把握し、施設の計画的な整備をはかること。

二、増大する資金需要に対応し、社会福祉事業振興会の貸付原資の大幅な増加をはかること。

三、家族構成の変化、共稼ぎ世帯の増加等に対処し、保育所の設置については政府の財政的援助をさらに強化すること。

四、社会福祉事業法を再検討し、時代の要請と情勢の推移に即応した内容の整備充実をはかること。

○川野委員長　本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、さよう決しました。

○川野委員長　次に、内閣提出の雇用促進事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

(参議院送付案中同院修正に係る条文を掲ぐ。小字及び――は修正)

附　則

この法律は、公布の日昭和四十二年六月一日から施行する。

○川野委員長　本案につきましては、去る六月六日、労働大臣より提案理由の説明を聴取いたしておりますが、本案は参議院において去る六月二十九日修正され、三十日本院に送付されました。

なお、念のため、便宜委員長より参議院においての修正について申し上げますと、その修正個所は、附則に、「この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。」とあるのを、公布の日から施行することに改めるものでございます。

本案に対する質疑の申し出はありません。

○川野委員長　次に、本案を討論に付するのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

雇用促進事業団法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○川野委員長　環境衛生金融公庫法案を議題といたします。

質疑の申し出がありません。

○川野委員長　ただいま委員長の手元に、世耕政隆君、田邊誠君及び田畑金光君より、環境衛生金融公庫法案に対する修正案が提出されております。

環境衛生金融公庫法案に対する修正案

環境衛生金融公庫法案の一部を次のように修正する。

附則第十一項を次のように改める。

11　第二十条第一項中「業務の一部」とあるのは、当分の間、「業務の全部又は一部」とする。

附則第十二項中「当分の間、政令で定めるところにより、環境衛生金融公庫から」を「第二十条第一項の規定により環境衛生金融公庫から業務の委託を受けたときは、当分の間、政令で定めるところにより、当該」に、「行なうものとする」を「行なうことができる」に改める。

附則第十三項中「環境衛生金融公庫から」を「第二十条第一項の規定により環境衛生金融公庫から業務の委託を受けたときは、当該」に改める。

附則第十四項中「第二十条第三項の規定は、当分の間、商工組合中央金庫が環境衛生金融公庫から委託を受けた業務をさらに他の金融機関に委託をした場合における」を「商工組合中央金庫が、第二十条第一項の規定により環境衛生金融公庫から業務の委託を受けた場合において、当該委託を受けた業務をさらに他の金融機関に委託したときは、同条第三項の規定は、当分の間、」に改める。

○川野委員長　修正案の趣旨の説明を聴取いたします。世耕政隆君。

○世耕委員　私は、ただいま議題となっております環境衛生金融公庫法案に対する自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案にかかる修正案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

お手元に修正案が配付してありますので、朗読は省略いたします。

原案では、環境衛生金融公庫は業務の全部を国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の三機関に委託することになっているのを、これをすべての金融機関に業務の全部または一部を委託することができるたてまえにすることであります。

何とぞ御賛同のほどをお願いいたします。(拍手)

○川野委員長　修正案について発言はありませんか。

○川野委員長　発言がなければ、これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○川野委員長　この際、世耕政隆君、田邊誠君及び田畑金光君より、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を求めます。田邊誠君。

○田邊委員　ただいまの同案に対する附帯決議案を提案いたします。

内容は、各委員に配付をした別紙のとおりであります。御賛同をお願いいたします。（拍手）

〔参照〕

環境衛生金融公庫法案に対する附帯決議

一、対象業種を更に、生鮮野菜、魚介類及び米穀販売業及び酒類小売業並びに食品製造販売業に拡大すること。

二、大衆的でない事業に対しては貸付を規制すること。

三、環衛業に対する融資を一元化すること。

四、金利の引下げ、貸付枠の拡大、償還期限の延長、近代化、衛生措置に必要な低金利対象施設、設備の範囲の拡大を図ること。

五、国民金融公庫に委託する場合は、貸付限度額を現行より引上げること。

○川野委員長　本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立多数。よって、さよう決しました。

○川野委員長　次に、内閣提出の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案を議題とし、審査を進めます。

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案

（小字及び――は参議院修正）

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかつた労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　炭鉱災害　石炭鉱業を行なう事業場におけるガス又は炭じんの爆発その他労働省令で定める災害をいう。

二　一酸化炭素中毒症　一酸化炭素による中毒及びその続発症をいう。

三　使用者　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十条に規定する使用者をいう。

四　労働者　労働基準法第九条に規定する労働者をいう。

（使用者及び労働者の義務）

第三条　使用者及び労働者は、労働基準法及び鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定によるほか、炭鉱災害により一酸化炭素が発生した場合における一酸化炭素中毒症の防止について適切な措置を講ずるように努めなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第四条　使用者は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかつた労働者の労働条件について、その者が当該一酸化炭素中毒症にかかつた者であることを理由として一切の差別的取扱いをしてはならない。

（健康診断）

第五条　使用者は、炭鉱災害により一酸化炭素が発生した際業務上の必要によりその発生に係る場所におり、又はその直後業務上の必要により当該場所に立ち入つた労働者（以下「被災労働者」という。）に対し、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、○専門の医師による○一酸化炭素中毒症に関する健康診断を行なわなければならない。

2　○使用者（○被災労働者を当該炭鉱災害が起つた時から引き続き使用する使用者○に限る。以下第七条までにおいて同じ。）は、当該被災労働者（当該炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について現に労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付若しくは長期傷病補償給付又は労働基準法の規定による療養補償を受けている被災労働者及び第六九条に規定する被災労働者を除く。）に対し、当該炭鉱災害が起つた日から起算して二年を経過するまでの間（当該炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかつたと認められた被災労働者については、当該一酸化炭素中毒症がなおつたと認められた日から起算して二年を経過するまでの間）、労働省令で定めるところにより、定期に、○○専門の医師による○一酸化炭素中毒症に関する健康診断を行なわなければならない。

3　被災労働者は、正当な理由がある場合を除き、前二項の規定により使用者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、使用者が指定した医師の行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の○専門の○医師の行なう前二項の規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面その他労働省令で定める物件を使用者に提出したときは、この限りでない。

4　使用者は、労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定による健康診断並びに前項ただし書に規定する健康診断に関する記録を作成し、これを五年間保存しなければならない。

5　使用者は、第一項又は第二項の規定により健康診断を行なつた場合においては、その限度において、労働基準法第五十二条第一項の規定による健康診断を行なわなくてもよい。被災労働者が第三項ただし書に規定する健康診断を受けた場合においても、同様とする。

（作業の転換等の措置）

第六条　使用者は、前条第一項若しくは第二項の規定による健康診断又は同条第三項ただし書に規定する健康診断の結果に基づき、被災労働者に関し、危害防止又は健康保持のため必要があるときは、当該被災労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な措置を講じなければならない。第九条に規定する被災労働者に関し、危害防止又は健康保持のため必要があるときも、同様とする。

（福利厚生施設の供与）

第七条　使用者は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかつた被災労働者であつて労働者災害補償保険法の規定による長期傷病補償給付を受けるに至つたものが、その受けるに至つた時において、住宅その他の福利厚生に関する施設であつて労働省令で定めるもの（以下「福利厚生施設」という。）の供与を引き続き受けることを希望したときは、労働省令で定める期間、当該福利厚生施設を供与しなければならない。

2　使用者は、前項の規定による福利厚生施設の供与については、当該被災労働者が使用されていた事業場に使用される労働者に対する福利厚生施設の供与との均衡を失わないようにしなければならない。

（介護料の支給）

第八五条　政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付又は長期傷病補償給付を受けている被災労働者であつて、常時介護を必要とするものに対し、労働省令で定めるところにより、介護料を支給する。

2　介護料は、介護に要する費用を考慮して労働

大臣が定める金額とする。

（診察等の措置）

第六九条　政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付又は長期傷病補償給付を受けていた被災労働者であつて、当該一酸化炭素中毒症がなおつたものに対し、必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、診察その他労働省令で定める措置を行なう。

（労働者災害補償保険法との関係）

第七十八条　第五条第一項の規定による介護料の支給及び前条の規定による診察等の措置は、労働者災害補償保険法第二十三条第一項の保険施設とする。

2　第五八条第一項の規定による介護料の支給及び前条の規定による診察等の措置に要する費用の額は、労働者災害補償保険法第二十七条の規定の適用については、同条に規定する保険給付の額とみなす。

（リハビリテーション施設の整備）

第七十九条　政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかつた被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない。

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

第八十条　労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

（労働基準監督官の権限）

第八十一条　労働基準監督官は、この法律の規定を実施するために必要な限度において、事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2　前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十二条　労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

（報告）

第八十三条　都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、この法律の規定を実施するために必要な限度において、労働省令で定めるところにより、使用者及び労働者に対し、労働省令で定める事項の報告を命ずることができる。

（罰則）

第八十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第四五条第一項、第二項又は第四項の規定に違反した者

二　第九十三条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三　前条の規定による報告を命ぜられて報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（労働省設置法の一部改正）

2　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三十二号の九を第三十二号の十とし、第三十二号の八の次に次の一号を加える。

三十二の九　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第　号）に基づいて、使用者又は労働者に必要な事項についての報告を求めること。

第八条の二第六号中「（労働基準監督官の権限の行使に関する部分を除く。）」の下に「並びに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（同法○第五条第一項及び第六条の規定による福利厚生施設の供与、第九条の規定による○及び第十一条の規定によるリハビリテーション施設の整備○に関する部分並びに労働基準監督官の権限の行使に関する部分を除く。）」を加える。

○第四条の規定による差別的取扱いの禁止、第七条の規定による診察等の措置○に関する

第十三条第一項の表中央労働基準審議会の項中「並びに労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項」を「、労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項並びに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の施行に関する重要事項」に改める。

第十五条第一項及び第十七条第一項中「及び労働災害防止団体等に関する法律（これに基づく命令を含む。）」を「、労働災害防止団体等に関する法律（これに基づく命令を含む。）及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）」に改める。

○川野委員長　提案理由の説明を聴取いたします。早川労働大臣。

○早川国務大臣　ただいま議題となりました炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症につきましては、昭和三十八年の三井三池の災害をはじめ、大規模な炭鉱災害が続発し、これにより重篤かつ多数の一酸化炭素中毒患者の発生を見ており、昨年の通常国会におきましては、参議院社会労働委員会におきまして、政府は一酸化炭素中毒被災者援護措置について、さしあたり炭鉱労働者に限り、今後一ヵ年以内に立法措置を講ずるよう努力すべき旨の決議が行なわれたのであります。

政府といたしましては、かかる経過等にかんがみ、ここに、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案を提出いたした次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

第一に、この法律の適用範囲につきましては、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に限定したことであります。

第二に、使用者と労働者に対し、一酸化炭素中毒症の防止について適切な措置を講ずべき旨の努力義務を課することとしたことであります。

第三は、使用者に対し、事故の発生直後の健康診断を義務づけ、さらに二年間、定期に特別の健康診断を実施すべきこととしております。

第四に、一酸化炭素中毒症にかかった者に対し、その実情に応じて介護料を支給することとしたのであります。

最後に、一酸化炭素中毒症がなおった者についても、アフターケアとして所要の措置を講ずることとしたのであります。

以上、この法律案の提案理由及びその概要について御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。（拍手）

○川野委員長　なお、本案は参議院の修正を経た議案でありますので、その修正の趣旨について説明を求めます。参議院社会労働委員長代理、理事藤田藤太郎君。

○藤田（藤）参議院議員　私は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案に対する参議院の修正について、その趣旨を説明いたします。

修正は四点にわたっております。内容については、配付したとおりでございます。

何とぞ慎重御審議の上、よろしくお願いいたし

ます。（拍手）

○川野委員長　本案に関する質疑の申し出はありません。

○川野委員長　次に、本案を討論に付するのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長　起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○川野委員長　この際、坊厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。坊厚生大臣。

○坊国務大臣　ただいま決議されました各附帯決議につきましては、御趣旨を尊重いたしまして、今後政府におきまして十分努力をいたしたいと考えております。

○川野委員長　ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○川野委員長　次に、本日公報に掲載いたしました請願千二百八十七件を一括して議題とし、審査に入ります。

まず、請願の審査方法についておはかりいたします。

その趣旨につきましてはすでに文書表によって御承知のところであり、また、先刻理事各位とも協議いたしましたので、その結果に基づき直ちに採否の決定に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、本日の請願日程中、第一ないし第七、第九ないし第二〇、第二五ないし第四二、第五十二ないし第九六、第九九、第一一一ないし第一四六、第一四九ないし第二二六、第二三一、第二三三ないし第二三五、第二三八ないし第二六六、第二七一ないし第二七六、第二八一ないし第二八九、第二九七ないし第三一五、第三一九ないし第三三五、第三四九ないし第三六〇、第四〇七ないし第四〇九、第四一一ないし第四二一、第四二四、第四三九ないし第四四二、第四四六ないし第四四九、第四七三、第四七四、第四九〇ないし第五〇三、第五〇七ないし第五一〇、第五一四ないし第五二一、第六一五、第六一六、第六二八、第六三〇ないし第六三二、第六五九、第六六一、第六六二、第六九二、第六九三、第七三八ないし第七四一、第七五〇、第七五一、第七五三、第七五五、第七七七、第八三一ないし第八四四、第八六三ないし第八六七、第九三一、第九三二、第九三六ないし第九四一、第九七五、第九九三、第九九五、第一〇二七ないし第一〇三四、第一〇八七ないし第一〇八九、第一一一六、第一一二三ないし第一一二五、第一一二八ないし第一一三四、第一二二〇ないし第一二三三、第一二四四、第一二四五、第一二八三、第一二八四及び第一二八七、以上の各請願は、いずれも採択の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○川野委員長　なお、本委員会に参考のため送付せられました陳情書は、日雇労働者健康保険制度改善に関する陳情書外九十六件であります。以上、念のため御報告いたします。

○川野委員長　この際、閉会中審査申し出の件につきましておはかりいたします。

本委員会といたしましては、閉会中もなお審査をするため

清掃施設整備緊急措置法案
医師法の一部を改正する法律案
内閣提出の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案
最低賃金法の一部を改正する法律案
大原亨君外四十一名提出の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
山田耻目君外四十一名提出の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案
山花秀雄君外十二名提出の駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案
河野正君外十一名提出の国有林労働者の雇用の安定に関する法律案
多賀谷眞稔君外十二名提出の最低賃金法案
同じく家内労働法案
田畑金光君外二名提出の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案
厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件
社会保障制度、医療公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

につきまして、議長に閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

次に、委員派遣の件についておはかりいたします。

閉会中審査案件が付託になり、委員派遣を行なう必要が生じました場合には、承認申請等に関しましてはあらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

午後十時四十四分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

社会労働委員会議録第二十三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
二〇	四	一〇	二十五秒	三十五秒

同　第二十五号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三	二	末七	西原及び	西原局長及び
一七	一	一〇	ございますそ。	ございます。
			ういう	そういう

同　第二十六号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一	四	末二	制限報酬	制限診療
八	三	一五	粒顆	顆粒
八	三	一七	シメロス	シロメス
一六	四	二六	ついいくて	ついていく

同　第二十七号中正誤

ページ	段	行	誤	正
八	一	末六	ファッション	ファッショ
九	二	二三	思います。とい	思いますとい
			うのは	うのは
九	二	末五	保険審議の	保険審議会の

同　第二十八号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一六	四	六	もらえない	もらえる
一七	二	末二	とができました	ができました
二三	二	一〇	あめ王	あめ玉

同　第二十九号中正誤

ページ	段	行	誤	正
五	一	一四	意思ない	意思がない

昭和四十二年八月一日印刷
昭和四十二年八月二日発行
衆議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局